

産業環境常任委員会及び予算等審査特別委員会（第三分科会）

平成24年3月14日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 齋藤寿一君 | 副委員長 | 眞壁俊郎君 |
| 委員 | 松田寛人君 | 委員 | 中村芳隆君 |
| 委員 | 東泉富士夫君 | 委員 | 相馬義一君 |
| 委員 | 菊地弘明君 | | |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 生活環境部長 | 松本睦男君 | 環境管理課長 | 齋藤正夫君 |
| 環境管理課長補佐 | 臼井一之君 | 環境企画係長 | 亀田康博君 |
| 環境衛生係長 | 関谷浩行君 | 環境対策課長 | 和久強君 |
| 環境対策課長補佐兼廃棄物対策室長 | 神島智行君 | 公害対策係長 | 田代宰士君 |
| 廃棄物対策室一般廃棄物担当副主幹 | 大金廣志君 | 廃棄物対策室産業廃棄物担当副主幹 | 山崎弘一君 |
| 那須塩原クリーンセンター所長 | 茂呂幸利君 | 那須塩原クリーンセンター清掃係長 | 室井勉君 |
| 生活課長 | 大島厚子君 | 生活課長補佐兼生活安全係長 | 相馬一男君 |
| 消費生活係長 | 君田まち子君 | 消費生活センター所長 | 印南洋子君 |
| 農業委員会事務局長 | 成瀬充君 | 農業委員会事務局長補佐兼農政係長 | 八木沢一志君 |
| 農地係長 | 三輪敦君 | | |

出席議会事務局職員

書記 小平裕二君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長あいさつ

予算等審査

- ・議案第 9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
- ・その他

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長あいさつ

（環境管理課、環境対策課、生活課）

- ・議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定について
- ・議案第24号 那須塩原市希少野生動植物の保護に関する条例の制定について
- ・議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

予算等審査

- ・議案第 9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第18号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
- ・議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画について
- ・議案第50号 那須塩原市環境基本計画（改定版）について
- ・その他

4. 散 会

開会 午前 10時00分

開会及び開議の宣告

齋藤委員長 それでは皆さん、おはようございます。

本日招集となりました産業環境常任委員会に出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

何かと説明を迎えるこの時期、皆さんにおかれましては公私ともども忙しい日々が続いていることと思います。

さて、今定例会においてこの委員会に付託された案件は、条例案件5件、陳情案件2件の計7件でございます。なお、予算審査については、関係所管課のところで随時予算等審査特別委員会に切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審議をお願いするとともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

それでは、ただいまから産業環境常任委員会を開催します。

次第により進めてまいりたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。

農業委員会事務局の審査

齋藤委員長 それでは、まず初めに、農業委員会事務局の審査を始めます。

初めに、成瀬農業委員会事務局長から、ごあいさつをお願いします。

成瀬農業委員会事務局長（挨拶。）

議案第9号の上程、説明、質疑、 討論、採決

齋藤委員長 ありがとうございます。

今回、農業委員会事務局関係の付託案件はございませんので、これより予算等審査特別委員会第三分科会に切り替えます。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

成瀬農業委員会事務局長（議案第9号について説明）

齋藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいというふうに思います。

菊地委員。

菊地委員 農地転用の許可というのは、年々どのようなになっておりますか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 農地転用の許可関係がありますけれども、ちなみに平成23年の1月から12月、暦年でありますけれども、転用につきましては155件、それで14万2,768㎡ほど転用の実績がございます。

今の場合ですと、主に西那須地域において転用の実績が多いような状況でございますけれども、大体年々横ばいから微増というような状況ではなっております。

齋藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございますか。

真壁副委員長。

真壁副委員長 じゃ、ちょっと消耗品の関係でお聞きします。

本会議でもこの関係は2割から5割カットになったというような形で、今回、農業委員会さんの

ほうも昨年から比べて下がっていますね。この辺で、ちょっと事務的に消耗品関係で困難な事業とか、事業かどうかはわかりませんが、そんなのが出るのかどうか、ちょっと確認したい。

農業委員会、あと、さっきも言った消耗品関係でそういう支障が出るのかどうか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 農業委員会の消耗品関係でありますけれども、当然、方針に基づきまして減額をされておる状況でございます。

ただ、201事業、401事業、701事業につきましては、補助の絡みがございますので、この辺については減額されておらないという状況でございます。

ただ、農業委員会の運営費の中では、消耗品関係は減っております。ただ、やり繰りの中でどう出るかというのは、ちょっと今後の見込みが立たない部分もありますけれども、現状では何とかやっていけるのかと。おかげさまで、補助の絡みがあるおかげで減額されなかったという部分が非常に大きいところがございますので、他の部分は減らされているという状況でございます。

齋藤委員長 真壁副委員長。

真壁副委員長 具体的にどんなものをちょっと減らしているのか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 正直申し上げて枠で削られているんです。ですから、その中であとは担当のほうで配分をしていかなきゃならない。例えば消耗品とか修繕費、消耗品は例えば10万円取ったらそれが5万円ということで、細かい内訳でこの部分をこれだけ削りなさいという減らし方ではないんですね。もうざっくり5万円削りますというような削り方なものですから、その中でやり繰りをしていかなければならないという状況であり

ます。当然積算根拠は例えば紙代とか、いろいろ出すわけですけれども、そういった中で、枠で幾らという形で削られております。

齋藤委員長 真壁副委員長。

真壁副委員長 基本的にそれがだめな場合、削れないという場合にはどうなるのか。

齋藤委員長 はい。成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 もとものの額がそんなに大きくないものですから、農業委員会の場合にはある程度の中でのやり繰りというのは可能かなと。それでもどうしてもならない場合には、これは補正をお願いせざるを得ないという状況にはなっていないと思います。

齋藤委員長 よろしいですか。

東泉委員。

東泉委員 この農地転用の審議会というんですか、年、何回というか、どういうサイクルでこうなっているんですか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 農業委員会の転用関係の審査につきましては、毎月1回、総会というものを開いております。今まで毎月20日ということで実施しておったところがございますけれども、4月以降は毎月25日に定期総会をして審査をするという形になっております。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 私ちょっと聞き方がちょっとあれなんですかね。

農地を宅地に転用する場合、そういったことの手続というんですか、それは毎月やっているわけでは。私の聞き方が悪いんですけれども。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 手続の申請の受付は、毎月行っております。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 毎月行って、その結果が出るのはどう
いう期間というか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 今までは、毎月、月末
まで申請を受け付けておまして、それで翌月の
20日に総会を開催いたします。それを今度県のほう
に進達をいたします。県のほうでは、例えば具
体的に申し上げますと、例えば2月の末に出たも
のは3月の20日に総会を開いて、それを県のほう
に進達します。県のほうでは、4月の12日に県の
農業会議の諮問を受けるという形になっておりま
す。県の農業会議の諮問を受けて、それでオーケ
ーが出るということで、大体4月の20日前後に許
可がありというような形になります。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 そうすると年に……、毎月それはやっ
て……

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 毎月それは繰り返しゃ
って、毎月、毎月。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 そういうようにしてずっとそういう形
でね。

成瀬農業委員会事務局長 はい。

東泉委員 わかりました。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予
算については、原案のとおり可決すべきものとす
ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第9号については、原案のと
おり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

執行部からその他で何かございますか。

成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 (その他について報
告)

齋藤委員長 いまについても、報告について、あ
るいは委員の皆さんから何かその他の件でござ
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ありませんか。

それでは、農業委員会事務局の審査を終了
いたします。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩
いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生活環境部の審査

齋藤委員長 次に、生活環境部所管の審査に入ります。

初めに、生活環境部長からあいさつをいただきたいと思います。

松本生活環境部長（挨拶。）

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 それでは、議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

大島生活課長（議案第21号について説明）

齋藤委員長 ありがとうございます。

この条例に関しましては、議会開会前の協議会にもお示しをいただいたことでありますけれども、各委員から質疑、ご意見等をお受けしたいというふうに思います。

真壁副委員長。

真壁副委員長 ちょっと何点が聞きますので、1点ずつお願いします。

第2条に第2条第2号に規定する暴力団ということがあるんですけども、この辺をちょっと説明をお願いします。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 暴力団員とはということなんですけれども、これは、平成3年に法律が施行されていまして、暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律というのがございます。

その中の第2条、第2項に規定されておりまして、その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいうというふうな形で、指定暴力団には限らないというふうな形で規定されるところでございます。

以上です。

齋藤委員長 真壁副委員長。

真壁副委員長 その内容で、那須塩原市内で暴力団というのがあるのかどうかというのを確認したい。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 那須塩原市につきましては、ございます。はっきりした形の部分では聞いておりませんが、大体関係団員含めて120人ぐらいというふうには聞いております。組の組織についてはちょっと聞いてはおりませんが、大体そんなふうな形の方がいらっしゃるというのは聞いています。

齋藤委員長 真壁副委員長。

真壁副委員長 そうすると、今組織については確認していないということなんです、この辺は警察か何かでは確認しているのかどうかお聞きします。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 古い資料としてはちょっといただいている部分があるんですけども、ただ、それもマル秘というふうな形ではちょっと聞いているところがあるもんですから、ちょっと言えない部分があるかなというふうに思っています。

齋藤委員長 真壁副委員長。

真壁副委員長 ぜひ警察とも連携をしっかりとっていただきたい。それが1点と、あと、第5条の関係なんですけれども、第5条の3、市民及び事

業者はというところなんですけれども、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たという形なんですけれども、この辺の情報というのはどんなことを考えているのか。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 情報ということで、具体的に考えておりますのが、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の資金システムに関する情報などの暴力団の活動実態に係る情報、あるいは、暴力団事務所の所在地などの暴力団の組織実態に関する情報等であります。

当該情報を保有する市民の常識的な判断によって、情報を得たときにはというふうな形でいっている部分なんで、この辺については、やはり本人の意識の問題になるのかなというふうにはちょっと思っているところではございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 第6条の2の中で、今後必要な指針の策定とか、体制の整備の項のところにあります。この辺、いつごろつくって、体制はどんな整備をしていくのかお聞きします。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 こちらのほう2項では、不当要求等についての適切な対応というふうな形で規定されているわけですが、当市につきましては、平成17年度に那須塩原市不当要求行為等対策要綱というのを制定しておりまして、各課及び室に不当要求行為対策責任者を置いているところがございます。

なものですから、既にこのような体制は整っているというふうな形になりまして、今年度も8月前後に管理者に対しての研修会等を県の防犯・防暴センターの方を講師に招きまして、研修会を行ってところでございます。ですから、既に整備は整っているというふうに考えております。

以上です。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 体制の整備は今整っている。今何人ぐらいですか。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 各課及び室というふうな形になっておりますので、その代表者になるというふうな形になりますので、課と室数がすべてメンバーというふうな形になっております。ちょっと数的には正確な数はちょっと。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 課長と。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 そうです。あと室長というふうな形になりますので。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 わかりました。

先ほどの指針というのはできているんですか。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 指針としましては特にこのような形にするというふうな文書的に改めて起こしているということでは、まだそこまでは整っておりません。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 じゃ、今後つくる予定とか、ここはこういうものかというような形のものは。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 現在のところはちょっと考えておらないところです。この条例が制定した暁にはこのような形の不当要求の部分、行為の要綱に基づき各課で対応をお願いします、あるいは暴力団の排除条例についての理解を求めるときの文書等によりまして、各課には周知を図っていきたくて考えておりますが、特に必要なボジというふうな形については、まだちょっと、今のところ未定でござ

ざいます。

以上でございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 これぜひ策定をしていただきたいと思ひます。

あと、もう一点なんですけれども、第8条の3、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとするということがありますので、この辺、ちょっとどのような形でやっていくのかというのをお聞きします。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 県の警備課あるいは地域安全課等も那須塩原市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例がありまして、そこで推進協議会という部分をつくっております。その中には、メンバーとしまして、那須塩原警察署の生活安全課の課長もメンバーの中に入っております。そのような関係で、その連携をとりながら何か暴力団等に対しての情報あるいは何か対応が必要だというふうな部分については、その中で連携を図っていきたいというふうに考えております。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 ぜひしっかりやっていただけるようをお願いしておきます。

以上です。

齋藤委員長 そのほか、質疑ございますか。

中村委員。

中村委員 これは4月1日から施行されますが、それによりまして今後想定されますことは、この間、警察関係にお聞きしましたら、指定暴力団3つの事務所がここの地域にはあるんだというお話をされた上でお聞きするんですが、特にこの11条で公共工事等々における建設業界におかれましても契約をされましてどうする、指名停止ということもあるんで、今後、チャリティーゴルフコンペ

とか、この間も一部の方がやっておられました、震災復興歌謡ショーなんていうのもやられておりましたね。そういったものが指定暴力団とか、暴力団であるということがわからない方が券を購入しても、これからは違法ですよということになりますので、そういったものに対して、これはどういふ方ですかといった場合に、市のほうとか警察連携とって、この方は暴力団ですよというものがお示しできるようなシステムをしっかりと今後構築していくのかどうか、ちょっとこれ確認させていただきたいと思ひます。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 その辺の把握につきましては、ちょっとデリケートな部分があるもんですから、なかなか警察のほうでも知っていてもなかなか公表しない、人権等の部分もありますし、この条例は、個人を責めるわけではなくて、暴力団の利益の部分、おっしゃるとおりゴルフコンペとかいろいろな部分というふうな形でお話いただいておりますけれども、そういうふうな部分があるので、ちょっとなかなか難しいところではあるんですけれども、ただ、また連携をとるといふふうな形で先ほども申し上げましたが、市のほうで直接このようなかたが暴力団ですかというふうな形の照会をしても、やはり1回だけではなかなかこの人は暴力団です、組員ですというふうな部分の情報提供も、警察としてはなかなかすぐには回答できないというふうな回答もちょっといただいているんです。いろいろその経過、文書等による実際の内容的な情報をきちんと出していただいた上で、警察のほうへ判断すれば、この方は暴力団組員とか、暴力団ですというふうな形の部分がお知らせすることはできるというふうにちょっと聞いてはいる、公文的なものですね、出してというふうな形になるので、その辺がなかなかちょっと難しいところ

ではあるんですが、確かにちょっとわからなかったというふうな部分があるんで、ただ、ちょっと別のところの部分でもあれなんですけれども、密接関係者というふうな部分とか、いろいろな部分はあるんですけれども、どうしてもわからなくて購入したというふうな部分については、何かちょっと余り罰則的なものはないというふうには聞いている部分があるので、その辺ももう少し深く勉強しながら、市民のほうに伝えていきたいと思っています。

以上です。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 年末になりますと門松としめ縄とか、車の飾り物がまちの中でも配られているということで、皆さん気をつけて門松等においては暴力団関係者が随分売っていられるので、商店関係とか建設業界の方も5万、3万ということで遠慮はしているのは目立つんですが、テキ屋さんが売られている門松とかいろいろありますね。テキ屋なんていいますと、一部には住吉連合会かなという感じの方もいるでしょうし、まじめにやられている方もいるので、そういった方からもし買った場合には、適切な処置をうまくやっていただけるような方法か、また、警察と連携してそういったものの指導もやっていただけるようお願い申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

齋藤委員長 そのほかに質疑、ご意見等ございますか。

東泉委員。

東泉委員 第8条の3、こちらの下にある青少年に対する教育のための措置ということなんです、なかなか暴力団というのは非常に巧妙にいろんな関係を結んでくると思うんです。これに対しては今後のさらなる対応というんですか、どのようなことを考えているんですか。

齋藤委員長 第9条ですね。

東泉委員 ごめんなさい、はい。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 青少年に対する教育のための措置ということですが、教育というふうな形になっております。その表題は項目は教育というふうな形になっているんですが、この主たる目的は、青少年に対する暴力団に入らないとか、利用しないというふうな部分が主たる目的にはなってきます。

教育というか、学校教育の実際の教育の中では、暴力団排除というような部分については、なかなか授業としては難しいというふうには聞いています。やはりそれ以外の啓発活動、麻薬とかそういうふうな薬物を使っちゃだめですよという教育はあるそうなんですけれども、学校の教育の中で、ただ、暴力団排除というふうな部分についてはちょっと教育の中では違うというように教育委員会のほうから言われていまして、そういうふうな講話等のときにそのような啓発活動を行っていくというふうな形になるだろうというふうに、ちょっと回答を得ているところでございます。

その授業の中でというような形は、なかなか難しい、暴力団の関係者の方のお子さんの中にはいらっしゃいますし、その中で人権的な部分もありますので、授業としてちょっとできないというふうには言われています。

ですから、まずは、先生に理解を求めるというふうな啓発活動を行いまして、そして、その授業の一環ではありますけれども、時間外的な講話等につきまして、県の暴追センター、暴力団の追放センター等の職員の方に頼みながら講話等をしてやるというふうな形で教育を図っていきたいというふうには思っております。

ですから、一遍に全部の学校というふうにはちょっといかないかもしれないんですけれども、

徐々に浸透できればなと思っているところがございます。

以上です。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 わかりました。

大変、非常になかなか難しいんだなと思います。しかし、大きくなってからなかなか教育というのは、青年は難しいなと思うんですね。ですから、できるだけその辺、いろいろ考えていただいて、できるだけ児童生徒というか、小さい少年のうちにもそういったものをしっかりと教育していくということが、私は大事だと思いますので、その辺、要望しておきたいと思います。

以上です。

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見ございますか。

菊地委員。

菊地委員 今、東泉委員の関連質問みたくなくなってしまっているけれども、今例えばの話、学校では総合教育とかというようなことでやっていますし、出前講座というのがあるわけで、そういうものを利用して、ぜひともそういう話をするということは、私は可能ではないのかなと思うんです。ですから、当然、それに関係している方はいらっしゃるかもしれませんが、やはりそういう関係の人が学校に行ってお話をするのが、子どもたちにとっては大切ではないのかなと思いますので、やはりそういうものは、教育委員会とかそういうところとの話にはなってしまうとは思いますが、やはりいろんな出前講座ということであるいろいろな方々が来てお話をする機会というのはあるわけですから、これらの点についてもぜひともそういうことを利用して、そして周知徹底をさせるということは、私は必要じゃないのかなと思うんです。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 皆様の御意見をちょうだいしながら、よりよい条例になるように今後、推進させていただきたいと思います。ありがとうございます。齋藤委員長 そのほかありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第24号 那須塩原市希少野生動植物の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 (議案第24号について説明)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいというふうに思います。

東泉委員。

東泉委員 第26条で、今、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというふうにあるんですけども、実際にこの近年、こういったことはあったのかどうか、ちょっとお聞きします。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 本市においては、そういった事例はございません。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか、質疑、ご意見等ございますか。

相馬委員。

相馬委員 18条の件、生息地等保全協定というのがありますが、締結、この土地、もしそういった協定を結んだ土地の活用というか、そういった場合には、新たに活用する場合あるいは開発する場合等の許可等、あるいはそういったことについてはどのようなあれを考えますか。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 保全の考え方にこの協定のほかに、土地利用の規制という考え方もあるんですが、土地利用の規制をしてしまいますと、所有者であるにもかかわらず、一切その土地の利用、そういうことが形状を変更することができないとか、そういったことになりますので、そこまで個人の財産権を縛れないということがありますので、あくまでも市と紳士協定ということにはなるんですが、協定を結んだ上で保護活動に当たっていく。ですから、協定を結んだ場合でも、どうしてもその土地が何らかの理由があって手放さなくちゃならないとか、そういった場合は、協定に基づいて例えば植物であれば移植をするとか、そういうことで保護に当たるということで自然環境を守って

いこうという制度でございます。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 例えば、オオタカの巣があるところ等々について木の伐採等については、その辺はどのように考えているんでしょうか。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 オオタカに関しましては、国のほうの種の保存法等でそういう捕獲してはいけないということ定められています。ですから、国との協定のもとでそういったことが許可制でできるのかどうかということで協議の対象になりますが、基本的には保護の観点でそういう指導が入るということになります。

ですから、市としては、その部分はあくまでも上位のほうに委ねていくという考えになりますけれども、できるだけ保護に努めるように所有者の方とそういう話し合いをしていくということになると思います。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 では、ちょっと現状をお聞きしたいんですけども、今の生息地等の保全協定の締結、これはしている場所というのは。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 現在は旧黒磯市の暫定条例ということで、保護地区という形で13地区の協定を結ばせていただいております。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 これは協力金ということで1万円ということでしたっけ。この辺のなぜ1万円だということをお聞きしたい。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 基本的には土地の所有者との紳士協定といいますか、それでお互いにそういう

土地と共同して守りましょうということによってあります。ただし、それらの生息状況等の報告等をいただいたりするものですから、本当に簡単な謝礼ということで出させていただいています。

ただし、この本条例の中では、先ほど申し上げましたように、この保護活動の協力金という制度を設けまして、実際に例えばバリケードするとか、立て看板を立てるとか、そういった費用で年間最大10万円出すというようなことで、そちらのほうの費用負担は市のほうで新たな条例のもとで予定してございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 今の続きで申しわけないんですけども、個人的に締結しているというようなことではないということですか。保護団体はありますよね、第4章で。この辺の活動と先ほど言った個人的にやっている活動と。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 基本的には現在までの保護地区の協定に当たっては、個人、いわゆる土地所有者の方とそういう協定を結ばせていただいております。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 じゃ、今言った保護団体というのは何力所ぐらい。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 保護団体制度は今回新たに設けるものでございます。ですから、今まで保護協定を結んでいた個人の方を含めて支援する地域の、例えばやっていらっしゃる団体がいろいろあるんですが、そういう方と新たに保護団体としての認定を結ばせていただいていますね。今後やっていきたいという考えでございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 23条の関係で、保護監視員という

のがいるかと思うんですけども、この辺、何人ぐらいいて、どういう責任を伴うのか教えてください。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 保護監視員制度も現在までの旧黒磯市の暫定条例でも設置してございまして、25名の監視員がいらっしゃいます。

大別すると、実際に先ほど言った土地の所有者等の方にその生息状況等を報告してもらう、もしくは、不法なそういう行為があったかどうかについても、あった場合には報告してもらおうというふうな方と、あとは、植物の研究者の方ですね。そういった方で、常に調査なされている方、そういった方に監視員になっていただいて、市内の状況を特別なことがあった場合とか、生息状況とかそういったものについて報告いただいているということによってございまして、今後は西那須野地区、塩原地区においても、そういう方を保護地区とあわせてお願いしていきたいというふうな考えでございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 あと報酬的には、費用は。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 報酬につきましては、無報酬でお願いしています。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 もう一点だけお願いします。

26条の関係で罰則の関係なんですけれども、これ前からあったということなんですけれども、罰則の規定をどんな形でつくったのかとか、懲役とか罰金もありますので、どの辺を参考にしたのか。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 罰則の規定につきましても県内では県も含めてこの条例をつくらうとしているのは本市だけでございます。国内に目を移しても、

ここまでの規定を持った、正式に調査のもとにこういった条例をつくっているのは、ほんの数市しかございません。

先進のやっている市もしくは県でも30ぐらいの県でしか制定されていませんので、そちらを参考にして検察との協議の中で、先進事例ですと50万円から100万円ということで、最大の罰則金という、定められているのでは本市はその50万円をとったということで、検察のほうからも他の自治体とのそういう差が出ないようにというようなことでの指導のもとに設定した金額でございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 懲役のほうの関係もやはり同じくですか。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 全く先ほど申し上げたように、検察との協議のもとに指導のもとにできているものですから、そういった他の自治体を参考にして設定したものでございます。

眞壁副委員長 わかりました。

齋藤委員長 そのほかに質疑、ご意見等。

菊地委員。

菊地委員 9条の特別、これはどのくらいあるんですか。そして、どのようなものを希少とっているのか、ちょっと教えていただきたい。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 特別希少野生動植物種につきましては、まず、最初に希少野生動植物種を市として規則で定めます。これは、本条例ができましたら、新たに環境審議会等にお諮りしてつくんですが、現在までリストアップされているのが277種でございます。

その中から、要するに何年かかけて、それらを毎年調査して行って、本当に絶滅するおそれがあるのかどうかという観点で、本市にとって希少で

あり、なおかつ絶滅するおそれのあるものについて特別希少種ということで定めるということで、少なくとも5年ぐらいはかかるのかというふうに思っていますけれども、その時点で制定されると思いますが、県レベルでも20ぐらいのレベルですので、本市としては、それを超えないものだというふうには認識しておりますけれども、いずれにいたしましても、今の段階ではまだ未定でございます。

菊地委員 わかりました。

齋藤委員長 そのほか質疑、ご意見ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号 那須塩原市希少野生動植物の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、審査の途中であります。暫時休憩と

させていただきます。開会を11時20分からとさせていただきますのでよろしくお願ひします。

休憩 午前 11時09分

再開 午前 11時20分

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

和久環境対策課長。

和久環境対策課長（議案第34号について説明）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 那須塩原市那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 これより予算等審査特別委員会第三分科会に切りかえます。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤環境管理課長

齋藤環境管理課長（議案第9号について説明）

和久環境対策課長（議案第9号について説明）

大島生活課長（議案第9号について説明）

齋藤委員長 説明が終わりました。ここで昼食のため休憩します。午後1時再開予定です。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 零時57分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、各課長より説明がございました。

ここで、和久環境対策課長より発言がございま

す。

和久環境対策課長（説明の追加）

齋藤委員長 それでは、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

説明から1時間たっていますので、ゆっくり見てください。

菊地委員。

菊地委員 那須塩原のクリーンセンターのことで、68ページですね。

包括委託業者選定委員会委員というようなことで、平成24年で契約が終了するというようなことでございますけれども、この選定委員というのは外部から3名とかということなんですけれども、どういう方を選ぶのか。また、このクリーンセンターとかというところの管理というのは特殊なもので、どこでもできるというようなものではないと思うんですけれども、この辺のところの考え方についてもちょっとお聞きしておきたいなと思います。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 まず、この選定委員の構成メンバーというようなことでございます。現在、検討中ではあるんですが、方向性としては、専門家というふうなことなので、日本衛生センター、まずは全国都市清掃会議というのがあるんですね。実は、その全国都市清掃会議各自治体、任意ではあるんですが加盟しているというふうなことで、当那須塩原市においても加盟しているというふうな団体であります。全国組織なんですね。この中の役員みたいな方がいらっしゃるの、そんなところはどうか。それから大学教授、地元で適当な大学の先生がいらっしゃるというところ、それから、もう一人については、やはり契約等の面もありますので、弁護士というふうなところで考えてはどうかというふうには考えております。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 わかりました。

あと1点、すみません。

これは69ページの広域ごみのことなんですけれども、この処理施設負担ということで、グリーンオアシスの23年で終了するんだけど、水の管理ということでこれだけかかる。これはずっとこの後も続くということではよろしいんですか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 やはりこのグリーンオアシス自体、あと10年延長というふうなことはなっております、なぜかといいますと、当初の約束は23年度でおしまいというふうなはずだったというふうに聞いておりますが、それがまだ残容量があるというふうなことで、10年延長というふうなことで、地元のほうも了解を得たというふうに聞いております。

ただ、那須塩原市については、当初計画どおり23年までということにして、あと大田原市と那須町のごみについては焼却灰をそちらに持っていくというふうなことになりますので、また今後、分量が違って来るわけですので、ちょっと何年度で閉めて計算するのかというふうなところまで私は聞いておりませんが、そうなってきますと、おのずと割合については、今の割合よりも若干へるのかなというふうなところではありますけれども、そこら辺、まだ明確には話を聞いておりませんので、今後も1,000何百万というふうな金額の負担金が続くというふうなことの可能性が大きいというふうには考えております。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 このグリーンオアシスについては広域でつくったというふうなことで、今言ったようなことが今後も継続されるという考えだと思っただけなんですけれども、そういう中において、当市のクリー

ンセンターそのものが、要するに広域でやるわけが那須塩原市単独というふうなことになってしまった。そうすると、例えばの話、今言ったようなこういう広域への負担というものが、那須塩原のグリーンセンターには全然発生しないということだと思えますね。その辺のそこについては、非常に私度も不平不満があるわけで、その辺のところについての考え方というのを担当課にお聞きしておきたい。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 いろいろないきさつがあったというふうなお話を聞いておるところであります。ただ、現在のグリーンオアシスにつきましては、事実として西那須野町のと塩原町というようなどことで、事実的に搬入をしてきたというふうな経緯もございます。

それから、合併した後についても西那須部分、塩原部分については、案分によって焼却灰のほうを搬入したというふうな事実がありますので、やはりそれ相応の負担はいたし方ないのかなという感想を持っております。

また、うちのほうの那須塩原グリーンセンターについては、確かに広域でというふうなところだったわけなんです。それについても第2期というふうに考えていた区域がもとの黒磯、西那須、塩原というふうなところもありますので、そういうふうな点からすると、広域でやったとしてもそれなりの応分の負担はやはり同じだと思ったろうというふうには思います。

ただ、事務的な面から見ますと、どうしても那須塩原市のほうで事務を進めなくちゃならないというふうなところがあるわけなので、その点については、それなりの負担は来ているんだろうというふうには思っております。

以上です。

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。
相馬委員。

相馬委員 食品放射能測定についてお伺いします。

今回、測定器は12月補正でおおむね2,000万ですか、今回531万4,000円ということなんですが、そういう中で、現実の133検体というのがあるとあいさつの中であったかと思えます。これの一応4カ所ですべてやっていますよね、4台ありますからね。これの内訳、この間、実はファクスでいただいているんですけども、ちょっとその辺をお伺いするとともに、これ始まったばかりの事業で、大変否定するわけではございませんが、もちろん議会からこういったことをやってほしいという要請もあって4基を入れたという経緯はもちろん私も承諾していますが、農協さんでも当初300万円ぐらいの機械ですがやっていますよね。農協さんのやり方は、各部会ごと、例えばトマト部会ならトマト部会ごとの検査をして、それについては無料でやっておられます。

農家が個人的にするものについては、1検体2,000円有料でやっています。そういう状況の中で、実は、検査物がなくなってきているんですよ、実際。ということを考えて、この133検体がたまたま市民からある、これを想定しますと、今後、この531万円の人件費、1年間はことし24年のことだけかどうかはわかりませんが、そういった想定の中でこれと安心安全という意味では、その2,000万円かけて機械を得たということについては、我々も承認したことですからいいですが、今後について、どのような想定をされていますか。それだけちょっとお聞きしたいです。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 放射能食品検査につきましては、人件費等の部分については緊急雇用促進事業の531万4,000円、そして、それ以外の報償金等、補

助に当たらない部分についてという形で生活課のほうの放射能対策事業で244万円ほどというふうな形で分けて計上させていただいてまして、合計770万円ぐらいの部分にはなってくるわけですが、その中で実際の受けの検査の実施件数というのが部長のほうの説明で133件というふうな形で説明しておりますが、その他の中でちょっと検査の分についてご説明しようかなとちょっと思っていたところではあったんですけども、その内訳としまして、本庁が49件、西那須が47件、塩原が5件、箒根が32件というふうな形の内容になっておるところでございます。

一応、件数につきましては人件費1年間わからないのでとっております。ただ、この検査につきましては団体と協働で、今後市民協働でやっている、2かいを市民の方の2かいにとめようという形で、現在のところ6団体、那須塩原放射能から子どもを守る会、それと那須希望の砦、薬剤師会の黒磯支部、あとゲンゴロウの会、あと輝きネット、あと那須の自然に学ぶ会というふうな形で、6団体、大体60名ぐらいの方に協力いただいております、実際に3月から一緒に検査しております。

そんな中で、その団体の今後の協力の体制も見ながら、もちろん検査の実質の部分についても実際の検査の申し込み状況、それも見ながらというような形になってくるわけですが、今後、本部あるいは対策課、あるいは農務畜産関係、全庁的な形の中、あるいは教育委員会等の形も含めながら、本部を中心に今後有効的な利用についてというふうな部分については、再度途中で検証をあるいはしていくような形になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

齋藤委員長 よろしいですか。

和久環境対策課長。

和久環境対策課長 私、担当外なんです、当初私のほうもかわりを持って検討してきたのをちょっと補足させていただきたいと思うんですが、やはり、こういうふうな依頼件数というふうなことになる、今後どういうふうな件数になっていくのかということのかわからない。検討の中でも多分、余り長期間じゃなくて、多分そのうち放射能の空間放射線量の測定器もそうなので、だんだんしりつぼみというような状況もありますので、そういうふうなことも考えるだろうと、そういうふうになれば、やはり4カ所あるところをそれを2カ所にするとか、そういうふうなことも検討していかなくちゃならないんじゃないかというふうなところがあります。

ただ、これから間近に迫った4月1日から放射基準がまた厳しくなるというふうなこともあります。それから、農作物もこれから多分ふえてくるだろうというようなところあります。そういうふうな状況も考えながら、これから検討していかなくちゃならないのかなというふうには思っております。

齋藤委員長 そのほか質疑、ご意見等。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 ちょっと共通事項でお願いしたいんですけども、需用費のほうの関係なんです、消耗品費等ですけども、本会議の中でも減額されているというような話になってはいますが、この中で、業務的に支障が出るのかどうか、その辺をまず確認したいと思います。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 環境管理課のほうで申し上げますと、当面業務をやるに当たって現行業務が滞るというものについてはございません。

ただ、一般質問等で話題になっていました新規

事業で今回当初予算に入っていなかったものがございますけれども、今までやってきた業務の中で消耗品等がなくなったことによって業務が滞るものはありません。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 私どものほうも基本的には6月補正でみていきたいというふうなこともありますので、現時点で困るというふうなところはございません。

ただ、補助金というふうなことになりますと、相手の団体等もありますので、そこら辺の調整というふうなところがやはり重要だというふうには考えています。

以上です。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 同じく滞るということは生活課においてもありませんが、ただ、需用費等が減額されている部分にきまして、交通安全の部分の消耗品等あるいは啓発関係の印刷製本費等が削られている部分がございます、これについても啓発関係の中で内容を変えていこうかというふうな形でちょっと去年とは同様な形にしないで、経費のかからない効果的なPRというふうな形の部分を考えているところでございます。

以上です。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 わかりました。

減のほうは大丈夫だということで安心しましたけれども、それから当然、これからいろいろ考えて経費がかからないようにしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

ちょっと補助金の関係が出たので質問なんです、今回ゼロベースで見直しということで、前回と今回、ちょっとかかっていないというか、補助金を出していないというか、その辺をちょっとお

伺いたいんですけども。各課、何力所かです。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 私どもで所管するものでは、那須地区の環境連絡会ですか、那須連協の補助が今回、骨格的予算であるというようなこととなります。それと、あとの補助関係では、火葬場の差額の補助等について満額でございます。

以上です。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 環境対策課のほうは、まず、クリーン那須塩原、こちらの補助が出たというふうなこと、それから、西那須の清掃センターの絡みで、遅沢の対策協議会があるんですが、そちらもゼロというふうなことでございます。

以上でございます。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 生活課につきましては、交通安全対策推進費の中で2団体、交通安全母の会の運営費補助金と那須塩原市バンビクラブ運営補助金、これ各9万円ずつなんですけれども、それが補助金ゼロというふうな形になっております。

また、防犯暴力追放対策費の中の防犯灯の関係の補助金ですが、これにつきましては、一部補助になっておりまして、防犯灯設置費補助金で蛍光灯防犯灯について一応50基、予算計上してあります。これについては計上になっております135万円ほど。あと、防犯灯管理費というふうな形で電球の部分の補助につきましても、これは満額補助されております。

しかしながら、ゼロ補助金につきましてはLED防犯灯、議会の質問の中でもございましたが、それについての部分がもう一度見直そうというふうな形になっていまして、これ20基ほどLED防犯灯という形で620万円ほど予算を見ていたんで

すけれども、これが削除されたというふうになって、今回また検討というふうな形になっております。

また、消費生活用分、消費者行政推進費につきましては、補助金としまして生活学校の補助金が2万6,000円減額、それと消費生活推進連絡会補助金、これが4万4,000円ほど減額されているところでございます。

以上です。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 内容的には大体わかりました。

これ、本会議のほうでも出ていたんですが、関係団体への説明という部分でどんな形でやっているのかをお聞きしていますけれども。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 先ほど申し上げました那須連協のほうには出向いてその趣旨も含めてご説明申し上げております。

以上です。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 どんな雰囲気というか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 すみません、これもちょっと予算等実際動いているのは違うんですけれども、私のほうから回答させていただきたいと思います。

総会はやはり5月の中旬ごろというようなことで毎年開いているというふうなことでありまして、それについて、総会についても5月、例年どおりの時期にやりましょうというふうなことで、あとはやはり、どんなふうになってくるのかを注視して見ているというふうなところでありまして、あとは、できればどんなふうな意向なのかというようなところも確認したいなというふうなお話をしております。

以上です。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 では続きまして、私どものほうは、クリーン那須塩原、それから遅沢地区の対策協議会というようなことで、クリーン那須塩原については会長のほうにお話を伝えております。また、遅沢地区については、実はあしたあちらに出向いていきまして、解体の説明というふうなこともありますので、その中でお話をしたいというふうには思っております。

以上です。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 先ほどの説明の中で1件ほど漏れましたので、追加させていただきます。

ゼロ補助金になっていますのが防犯暴力追放対策費の中で自主防犯活動推進支援補助金、こちら5万円掛ける20団体というふうな形で、活動物品等の補助というふうな形で予算を計上してきましたが、これについても100万円ほど減額になっているところでございます。

また、通知等、連絡につきましてはですけれども、消費者行政推進費、推進関係の活動団体につきましては、口頭により説明をしたところでございます。

交通安全関係の団体につきましては、5月以降が総会というふうな形になるために、まだちょっと連絡はしてありませんが、今後文書等で連絡をする予定でございます。

また、防犯灯の部類につきましては、4月に例年新年度の説明会を自治会長連絡関係の総会等で説明をさせていただいているところでございますが、その辺のところの会議におきまして説明を考えているところでございます。

以上でございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 わかりました。じゃ、連絡につい

ては大体やっているということで、基本的には6月の議会に向けていだけで、復活する、復活するんだというお話を聞いてきていますので、理解したいところなんです、特に市民の皆様から結構そういうのが私の耳にでも聞いているので、ぜひ市民の目線という形で復活の対応においては、ぜひしっかりと考えていただきたいと思います。

これは以上で結構です。

もう一回いいですか。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 66ページの放射能対策事業の702事業なんです、処理委託料関係の内訳というか、これを後で資料でも結構なんですけれども。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 放射能関係の内訳ではありますが、まだとりあえず予算というふうなことで、実際まだその点についてはこれから詰めるというふうなこともありますので、それなりの数字というふうなことにはなってしまうわけなんですけれども。

また、設計委託のほうで200万円、それから、実際の線を超える指定廃棄物について13億2,404万8千円というふうなことで見込んでおります。

処理委託のほうの詳細については、今のところ詰めているというふうな状況であります。

齋藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等。

東泉委員。

東泉委員 65ページの歳出の中に、地球温暖化対策推進事業というもので、先ほどCO2の存在、将来のごみということでお話をいただきましたけれども、この中身についてもう少し具体的にお話ししたいと思います。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 この件につきましては、現在、

環境連絡会という、市民、事業者、それから行政等の団体が入りまして、23、24の2カ年度の中で地球温暖化対策の実行計画というものを策定するというので、現在活動を進めております。

もちろんその計画ができましたら、25年度から実行に入っていくわけですが、主たる目的というのは、以前に鳩山首相の時代に1990年からの比で20年までに25%のCO2の削減しますよというふうなことがございました。これを受けて、各自治体でもその計画を自分たちの目標を持ってCO2の削減に向かって進むということで、本市もそれに向けてやっているわけですが、じゃ、実際にCO2が1990年から現在までどれくらい出ているんだというのを、市内全域ですから、それを全部集積しなくてはなりません。すべての分野から数値を拾って、将来例えば20年後、30年後まで含めて現在の施策のままでいくと、これだけのCO2の量になるでしょう、じゃ、先ほど言った目標値を達成するためにはどういったことをしなくてはならないんだ、そのために市民、事業者、行政はどうかかりを持って活動していくんだ、そういう計画を立てるに当たってCO2の集計とか市民へのアンケートとか、そういったものをお願いして、これからもこの行政のほうでCO2の集計等がスムーズにできるような、そういうシステムの構築も含めて業務委託を2カ年かけてお願いするというので、現在もそれで行っていただいているところでございます。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか質疑、ご意見等。

菊地委員。

菊地委員 2点ほどちょっとすみません。

西岩崎の最終処分場、これの寿命というものがあつたわけですが、今回の焼却灰のことで余計になるのでちょっと寿命が短くなつち

やうのかなと思うんですけれども、その辺のところの考え方をお聞きしたいということ、剪定枝と落葉、今回収めるのをやめていますよね。そういう中で、これごみ減量化対策の中で委託料として入ってきているんですけれども、今のこの状態ですと、果たしてこれが再開できるのかどうかという懸念もあると思うんですけれども、これはいつごろ再開できるという予想のもとにこの予算を立てたのかということをお聞きしておきたいと思います。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 それでは、まず1点目、西岩崎の最終処分場というようなことで、現在の状況としましては、6割方も埋め立ては完了しているというような状況で、あと残り4割というようなことになります。

おっしゃるように今までの埋め立ての方法よりもかさが張るというふうなことは目に見えていると思います。今後、8,000を超える焼却灰、飛灰のほうが出続けるというふうなことになる、本当にこれが例えばあと10年ぐらいはやもつだろうというふうに考えていたわけではありますが、それが半分ぐらいになる可能性も大いにある。もうちょっと短くなる可能性もあるというふうなことであります。

そんなことでありますので、内部的にはもう次の最終処分場をどうするのかというふうな検討を始めて手をつけなくちゃならないだろうというふうには考えております。

それから、2点目の剪定枝であります、これについても非常に難しいところでありまして、堆肥製品としての堆肥の暫定基準値は今400ベクレルというふうに決まっていますが、原材料としては、じゃ、幾らなんだというのは基準がないんです。となりますと、じゃ、例えば製品とし

て400なんだから、400でいいわというふうな即断もなかなか難しいというふうなことになりまして、あと、堆肥ができるには3カ月ぐらんやはりかかるんだそうです。というふうなことになると、入れてすぐ結果がわかるというふうなものでもありませんし、それが入れたがゆえに3カ月後にできちゃったものが超えていたというのは、これはまた非常に困ったことになるので、そこら辺については、今後も今受け入れを中止しておりますけれども、各地域の剪定枝をサンプリングして、どのぐらいのレベルなのか、そこら辺と、それから現在の堆肥の放射能濃度、そこら辺も考え合わせながら判断していかなくちゃならないのかというふうには考えています。時期的には、本当に不透明な部分もありますけれども、途中でいつになるかわからないというような状況においては、年度間、予算のほうを要求させていただいたというような状況になっています。

齋藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございますか。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 すみません。

モニタリングの関係なんですけれども、最終処分場、またクリーンセンターのほう、空間線量をやっているかと思っておりますけれども、その辺の内容的に、もしわかればお願いします。

和久環境対策課長 まず1点、焼却灰の状況なんですけれども、直近で申し上げますと、3月の測定結果というようなことで主灰のほうで640ベクレルですね。これは、3月1日に採取したものであります。それから、同日、やはり3月1日採取した飛灰のほう、こちらが9,600というふうな状況になっています。

ですから、当初ですと高いときですと4万何がしかあったやつについても、ここら辺までは下が

っていたというふうな状況ですが、これ、今後も
こういうふうな下降で行くのかどうなのかという
と予断を許さないというところではあります。

ちなみに、その前2月にはかったときに1万
2,700というふうなときもありましたし、その前
は9,000というふうなときもありましたので、ち
よっと大分波があるというふうな状況になってい
ます。

〔「空間線量なんかもはかっていますか」
と言う人あり〕

和久環境対策課長 はかっております。それもや
はり確かに一時保管をしているわけなんです、
そのそばではかると空間放射線量も1.0を超え
たりというようなところもありますけれども、例
えば敷地境界というふうなことになりますと、あ
の辺はたしか0.5から0.7ぐらいだと思っ
ておられるんですが、回りの状況の空間放射
線量とほぼ同じ程度というふうなことになって
おります。これは、西岩崎の埋め立て処分場の
ほうも同じです。ですから、特段高いという
ふうな数字は出ておりません。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほかにご意見ありませんか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見
等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結
したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予
算については、原案のとおり可決すべきものとす
ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第9号については、原案ど
おり可決すべきものと決しました。

議案第18号の上程、説明、質
疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第18号 平成24年度那
須塩原市墓地事業特別会計予算についてを議
題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長（議案第18号について説
明）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたし
ます。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご
意見等を終了したいと思います、異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終
結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論
を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号 平成24年度那須塩原市墓地
事業特別会計予算については、原案のと
おり可決すべき

ものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤環境管理課長。（説明）

齋藤環境管理課長（議案第46号について説明）

和久環境対策課長（議案第46号について説明）

大島生活課長（議案第46号について説明）

齋藤委員長 ただいま執行部の方から説明が終わりました。ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画について説明がありました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

菊地委員。

菊地委員 まず、31ページ、の2ですね。ごみの減量への意識啓発とありましたけれども、ここにごみ減量等協力事業所認定及び顕彰事業と書いてあるんですけれども、これは認定をして表彰するだけだというようなときもあるんですけれども、

各自治会にごみ減量推進員といますよね。こういう人たちの研修のときに、こういうところに連れて行って研修させたらどうかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

それからまだあります。ちょっとすみません、それから、33ページの の2ですね。産廃施設立地規制策定事業というんですけれども、処理施設の新規立地の抑制に努めるといいますけれども、これについてちょっとご説明をお願いしたい。

それから、45ページの の3ですね。この駐車場、駐輪場の充実と書いてあるんですけれども、じつは、駐輪場は自転車のおいてあるやつを撤去はやりませんが、実は駐車場のことなんですけれども、私は毎朝、石山の前を歩いているんですけれども、そのときにもうここ1カ月余り、1台の車がずっと置いたままになっているんですよ。そういう車の何ていうんでしょう、調べるといのはどのようになっているのかなと、いつもそここのところを歩いて、これはちょっとおかしいなと思っているんですけれども、きょうも朝歩いてきたらまだあるので、もうここ本当に1月近くあるんですよ。だから、そういう監視というか、そういうものはどうなっているのかなと、以上の3点です。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 それでは、第1点目、31ページの の2のごみ減量への意識啓発で、認定それから表彰という、そういったところ、ごみ減量推進員さんたちの研修の場としてはどうかというふうなご提案でございましたが、ぜひ、ごみ減量推進員さん全員で250名近くいらっしゃる予定でありますので、一遍にというふうなことはなかなか難しいかもしれません。やり方等も含めまして、検討をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、2点目になりますけれども、33ページの2、産廃立地規制というようなことなんですが、これにつきましては福島大学の調査研究の報告、それから庁内の検討委員会の経緯などにつきましても今まで報告のほうをさせていただいたわけなんです、そんな中で、3方策、1つは、土地利用計画での抑制、それから水、水源条例ですね。それから、直条例、産廃条例いろんな手続をふやして抑制というふうな3方策に絞って検討してきたところでありまして、なかなかやはりそれぞれ一長一短があって、これだというふうなところの決め手がないというふうな状況で、今、足踏みをしているというような状況にもあります。

これからまたさらにどういうふうなものかというふうなことを検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

なので、それが条例というふうな果たして形になるのか、あるいは、一般質問のほう、どなたかだったかの質問にもありましたように、まずは土地を手放さないというふうなところが一番の抑制になるのかもしれない。そういうふうなところも考え合わせて、これ一つというふうなことではなくて、そういうふうな考えられる手立てを相対的に組み合わせた上での総合的なものというふうなことで、これからはまた検討を重ねていかなければならないのかなというふうに考えております。

私のほうは以上です。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 それでは、駐車場の放置自動車というような形の問題でございますが、現在、管理等につきましてはシルバーに委託しているところでございます、シルバーのほうからも報告を受けていまして、所有者等を調べている状況でございます。

ただ、東京のほうの会社で、所有者がちょっとわからない状態になっているので、引き続きちょっとどのような方法で所有者調べるかということで、まずは所有者を当てる。所有者がわからないときには撤去して、処分するというふうな形にはなっていくと思っております。

以上です。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか、各委員から質疑、ご意見等ございますか。

中村委員。

中村委員 1点なんです、31ページに清掃センター、旧清掃センターのごみ処理の管理運営費等で、これ今回、西那須の清掃センター解体が出ておりますが、これ28年度まで1施設と申しますと、黒磯と塩原の計画にないということですね。そう解釈でよろしいですか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 やはり今回もその解体工事費というふうなことで、4億近くの工事費がかかるというふうなこともありますので、なかなか5年間のうちにあと2つの残りの施設を解体というのは、財源的に難しいところがあるんじゃないかというふうなことで、1施設というふうなことになっておりますが、担当課としましては、具体的なところが許されれば早急に解体していきたいというふうに考えています。

齋藤委員長 よろしいですか。

ほかに。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 45ページ、1の2の公共交通システムの構想の策定ということで載っているんですけども、現在、今、委員会というか、お話ししていますよね。デマンドタクシーとかそういうやつ関係じゃないんですけど。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 もちろんデマンドも含めながら全体的な公共交通システムの構造をどのような形にするかというふうな形で研究しているところでございます。

庁内的に組織がございまして、公共交通庁内研究会というふうな形を立ち上げて、その中で現在検討しているところでございます。

ことし、2回ほど実施しまして、市の公共交通資源的なもの、スクールバス等の部分について利用できないか等の検討、あるいは全体的なデマンドの部分でもどうかというふうな形の部分も図りながら、全体的な公共交通システムのネットワークを目指すというふうな形で現在、構想を立てているところで、地域、もちろん、ゆ〜バスについても利用者数がふえているというふうな部分があるもんですから、その辺等とでもどのような形でやったら将来的なものになってくるのかというふうな部分も検討しながら、やらせていただいて現在、迷っているというふうな部分でございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 総トータルの部分でやっているという形でよろしいですか。

大島生活課長 そうです。

眞壁副委員長 わかりました。

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

菊地委員。

菊地委員 29ページの3の1の省エネルギーのLED、これについてなんですけれども、明るくて長持ちするというのはよくわかっているんですけども、今、防犯灯1万5,000円、上限にして出ているということもわかっていますけれども、このLEDにしたときの補助金の上限というのは、どのぐらいというふうに考えていらっしゃいますか。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 LEDにつきましては、電柱割りが蛍光灯よりもプラス1万円増の2万5,000円、電柱なしの新規につきましては、やはり同じく蛍光灯の新設2万7,000円がプラス1万円で3万7,000円、2万5,000円と3万7,000円で補助というふうな形で要項では考えたところでございます。

それにつきましても今回、骨格的予算の中でというふうな形なものですから、もう一度検討し直すというふうな形ではございません。すみません。齋藤委員長 よろしいですか。

ほかにご意見ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第46号につきましては、原案とおり可決すべきものと決しました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第50号 那須塩原市環境基本計画（改定版）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長（議案第50号について説明）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けしたいというふうに思います。

菊地委員。

菊地委員 今、課長さんから放射能についてというようなことでお話があったわけで、この放射能については、もうそれこそ先行きの見えない、いつになったら解決できるのかというような感じで私どもも見ていますし、また、市の担当者の方もそういう思いでやっていると思うんですけども、非常に大変なことだなというふうに思いますけれども、やはり市民の方はこういうことに非常に敏感になっておりますし、除染とか食品についても非常に気にしているというようなことが多々あるわけでごさいます、大変とは思いますが、一生懸命に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 那須塩原市環境基本計画（改定版）については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第50号については、原案どおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

執行部から先ほど2点の提案がございますので、よろしくお願ひします。

（説明）

和久環境対策課長（その他について報告）

大島生活課長（その他について報告）

散会の宣告

齋藤委員長 それでは、以上で、生活環境部所管の審査がすべて終了いたしました。

まだ26日の最終日の採決という部分は残っておりますけれども、今回、3月31日をもってご退職なされます松本環境部長、齋藤環境管理課長におかれましては、大変1年間の我々の委員会におつき合いいただきましたけれども、大変お疲れさまでございました。

また、執行部の皆さん方におかれましても、今後ともよろしく願いを申し上げまして、審査を終了したいというふうに思います。

ありがとうございました。

散会 午後 2時52分

産業環境常任委員会及び予算等審査特別委員会（第三分科会）

平成24年3月15日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 齋藤寿一君 | 副委員長 | 眞壁俊郎君 |
| 委員 | 松田寛人君 | 委員 | 中村芳隆君 |
| 委員 | 東泉富士夫君 | 委員 | 相馬義一君 |
| 委員 | 菊地弘明君 | | |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|-----------------|-------|-------------------|--------|
| 産業観光部長 | 生井龍夫君 | 農務畜産課長 | 斉藤一太君 |
| 農務畜産課長補佐 | 佐藤章君 | 農務畜産課主幹 | 宇都野淳君 |
| 農業振興係長 | 栗野誠一君 | 畜産振興係長 | 織田智富君 |
| 堆肥センター所長 | 時庭勝彦君 | 農林整備課長 | 川嶋勇一君 |
| 農林整備課長補佐兼農村整備係長 | 遠見修君 | 林務係長 | 大森貢君 |
| 地籍調査係長 | 池澤直実君 | 商工観光課長 | 藤田一郎君 |
| 商工観光課長補佐兼商工係長 | 印南良夫君 | 観光係長 | 高根沢威夫君 |
| 塩原支所産業観光建設課長 | 君島秀行君 | 塩原支所産業観光建設課観光商工係長 | 臼井孝行君 |

出席議会事務局職員

書記 小平裕二君

議事日程

1. 開議
2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長あいさつ

（農務畜産課）

予算等審査

- ・議案第 9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画について
- ・その他

（農林整備課）

- ・議案第35号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

予算等審査

- ・議案第 9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画について
- ・その他

（商工観光課）

- ・議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止について

予算等審査

- ・議案第 9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第17号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
- ・議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画について
- ・その他

陳情審査

- ・陳情第 7号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止をしていただく為に、関係当局に強くお願いしていただくための陳情
- ・陳情第 5号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

開議の宣告

齋藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き会議を開きます。

産業観光部の審査

齋藤委員長 まず初めに、生井産業観光部長よりあいさつをいただきます。

生井産業観光部長（挨拶。）

齋藤委員長 ありがとうございます。

今回、農務畜産課関係の付託案件はございませんので、これより予算等審査特別委員会第3分科会に切りかえます。

議案第9号の上程、説明、質疑、
討論、採決

齋藤委員長 それでは、議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長（議案第9号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

相馬委員。

相馬委員 堆肥センターのもみ殻の件なのですが、これは県からもみ殻の取り扱いについて指導がきているかと思うのですが、そういったことで問題はないのですか。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 もみ殻につきましては、県から確かにそういう指導はきていますが、うちのほうの飼料につきましては、もみ殻について安全性を確認した上でうちのほうに搬入にしてというふうな状況でございますので、それにつきましては全面安全というふうに考えて、今やっているところでございます。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 この予算からですけれども、この間見てきたのですが、23年産のもみ殻も結構入っていたのですが、袋に入っていて、それをばらしていたのですが、あのもみ殻については問題ないのですか。

齋藤委員長 時庭堆肥センター所長。

時庭堆肥センター所長 もみ殻について昨年秋に23年産を測定して80ペクレルの数値は出ていますけれども、堆肥自体が400ペクレル以上になると売れなくなる、規制値が肥料になってから400ということなんです。

肥料等は80ペクレルとして引き続き使いたいと。処理したいと思います。

以上です。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 結局、堆肥、牛ふんを持ってきて、水分調整をして発酵させて堆肥化すると。それが当初からおがくず、あるいはもみ殻を利用してやっているのですが、別の方法は考えられないのか。

というのは、結局、増量するわけでしょう、簡単に言えば。あそこの現地を見た中で、取り扱い自体も少ないという施設もあるのです。スペース的にはあいている状況は状況なのですが、いわゆる費用対効果ではないけれども、これを言うとなれなのですけれども、堆肥センター自体のことも考えて、もっと効率的ないろんな方法があるかと

思うのです。その辺を検討されているかどうか。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 今おっしゃられるように増量してしまうと、要するに副資材として使うというのは、いわゆる当初の設計にもそういうふうなことでございます。

スラリーの場合ですと、水分が80何%とかとなってくるので、当然、おがくずを利用したり、あるいはもみ殻を利用したりして、水分を下げる。70%ぐらいに下げるといいのです、そういうことで実際は混入してやっています。

それにかわるものというのはなかなかないのですが、今は実際に取り組んでいますのは、堆肥センターで堆肥にされた製造過程のもので、いわゆる乾燥のラインがあるのです。乾燥のラインには、通したもので水分がぐんと落としたものを戻し堆肥というのですが、それを搬入口へ戻しまして、そこで新しいやつと混ぜて今やっているというのが、現実的にそういう対応はさせていただいています。

さらに、その戻し堆肥の比率を高めていくというふうなことで、今取り組んでございますので、そういった意味からもできるだけ外からのものは極力抑えて、中でできるものを使えるようにやることの方法を、その工夫はさらに取り入れて進めていく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

齋藤委員長 そのほかに委員から質疑、ご意見等がございますか。

眞壁副委員長。

眞壁委員 各事業の需用費を見ていただきたいですが、消耗品費等が今回減額されていますが、この辺で業務の支障になるとか、何か影響のあることがあればお聞きしたい。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 確かに消耗品等で減額になっている部分があるのではないかとこのふうなことですけれども、消耗品というものの対応につきましては、ある程度柔軟に対応できますので、そういった点におきましては業務に支障が出るという状況にはございません。

以上です。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 補助金の関係であります、市単独補助金の関係が減額なり、ゼロベースという形になっているかと思うのですが、この辺の考え方をお話ししてください。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 今ゼロベースになっているものも補助金の中にはないかということのご質問でございますが、うちのほうの農務畜産課で対象になった事業は、全部で47事業ございました。その中で、私どもの農務畜産課関係につきましては、6事業あげてございます。

それで、ゼロベースになったというのは、市のほうの方針としまして骨格的予算ということで考えて、ゼロになったものがございますけれども、この予算につきましては事業の中身、それぞれの業務、事業について再度精査、検討を行いまして、事業についても、今後そういったことを重ねながら対処してまいりたいというふうに考えてございます。

特に市民に影響が出るかどうかといったような視点とか、いろいろ検討を加えるものに当たりましては、そういったことも念頭に置きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 一点その考え方の中で、ゼロでみているのと半額でみているのが今ばらばらになってい

ますね。その辺はどんな考え方なのですか。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 約半額と申し上げたほうがよろしいかと思いますが、それが8事業ほどございます。その事業につきましては、実際に事業を行っている実情、あるいは考え方、そういったものを踏まえながら事業の精査をさせていただきたいということで考えてございます。

それで、影響については、やはり事業主体とも個々の調整ということにもなってまいります、骨格的予算ということでスタートするということになってございますので、その点を十分と協議をさせていただきます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 本会議でも6月までに考えていくという形なのです。それは理解いたします。

影響の関係で、各団体へどんな説明をして、どんな状況になっているかということをお願いします。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 全部の団体に直接確認をとっていないものもあるのですが、ゼロとなりましたのが6事業ほどあったわけでございますが、それぞれの団体の代表の方には、その旨をご説明申し上げてございます。

中には、来年度の予算を組むのにどうするのだという話が正直ございました。ただ、私どものほうとしましては、ゼロになったもので予算を組んでいただくというのは非常に難しいという状況でございます。

したがって、そういう団体につきましては、市のほうの補助金はゼロということで予算を組んでいただいて、そういう今後の中で十分私どものほうと協議させていただきながら、そういう対応につきましてもきちんと精査を加えながら、対応

していく必要があるかと思っています。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 ぜひ団体の気持ちも考えてやっていただきたいと思います。

あとは75ページの農業後継者の育成事業の関係であります、この海外研修派遣というのは、この辺を詳しく、どちらに行つて何名ぐらいとか。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 この海外派遣研修事業につきましては、県が主催している事業に対しまして、県内の各市町村が推薦をした方々が参加するというふうな中身になってございます。その年によって事業費、参加負担金は変動があるわけでございますが、私どものほうでは短期研修として、先ほど申し上げました約10日間で、例年これは8日間というのが通しになってはいますが、2名で1人当たり10万円を積算根拠としてございます。

それから長期研修、これにつきましては本当に専門的な研修ということになります、これは1年間を通して研修を行う人に対して25万円、予算上は1名をみてございます。

昨年の短期研修は1名しか参加がなかったということなのですが、すみません、持ち合わせていないものですから、平成22年度以前のものにつきましては、後でお答えさせていただきたいと思えます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 76ページの畜産担い手育成総合整備事業の関係で、補助金は昨年度より半額以下みただけけれども、この理由を。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 この畜産担い手育成総合事業というのは、これは継続してやってきた事業でございます。これは21年度から24年度までの4年間の事業ということで計画をさせていただいていま

す。昨年度につきましては、当初予算で1億3,400万から見えておりました。これは対象者が全部で15名ということで、事業量が23年度の場合、大きかったということがいえます。

今年度は計画からいきますとかなり落ちているということですが、24年度の受益者を4名ということで、その年によって事業量が変わるということがございますので、そういったことによって補助金が減っているという状況にございます。

〔「事業量というのは何ですか」と言う人あり〕

齋藤農務畜産課長 事業量と申しますのは例えばですね。先ほど申し上げた飼料畑の整備で、面積がたくさんできる年といいますか、事業者が多ければそれなりの面積を実施するということになりますので、大きな事業費になるのですけれども、今回、当初でみた4名の方につきましては、昨年の15名に比べまして事業量はその分だけ減っていると。畜舎の問題でもそうですし、あるいは家畜排泄物の関係の処理施設とか、そういったものの設置も予定としては入っていますので、そういった量が減っているというふうなことでございます。

齋藤委員長 そのほか。

菊地委員。

菊地委員 66ページの放射能対策の件なのですが、これは本会議のときに議案の質疑で、1カ月に2回で年24回というふうに聞いたのですけれども、今、課長の説明ですと、4回で48と言ったのですけれども、どうなのですか、これは。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 すみません。箇所数があるものですから48回と申し上げたのは、これは二重で、要するに2カ所というふうなサンプルの取り方がございますので、それによって回数が24というこ

とになります。先ほど48と言ったのは、48サンプルという形です。申しわけございません。そういうことでございます。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 そうすると、1カ月2回でいいのですか、4回というより。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 1カ月に2回で4カ所という、そういう組み方です。

齋藤委員長 そのほか。

東泉委員。

東泉委員 今の眞壁副委員長のほうから4款のうちゼロベースになったのが6つあったと。そのほかでも半額になったのが8つあったということなのですけれども、それについて24年度の各種団体の補助金等がございますので、これについてはいろいろ実際はなかなか説明しても理解しがたい部分があったのかと、私は思うのですけれども、その辺について市民の各種団体の代表者の方から、何かいろいろそれに対する思いがあったのではないかと思うのですが、それについてまたお聞かせ願いたいのですが。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 ただいまおっしゃいました半額ということですが、これはある団体の代表の方にお話をさせていただいたものの中に、考え方として市のほうがそういうようなことであれば、それに従わざるを得ないというふうなことをおっしゃっていた団体の代表者の方の中にはいらっしゃいましたが、例えば同じ補助金の中でも、事業に対する補助という考え方のものである場合は、その事業を削減するとかという手法もあるかと思いますが、運営費等絡みの補助ということになりますと、確かに反応といいましようか、やはり困るというふうなことをおっしゃる団体がご

ざいます。

したがって、いずれもそういう方々に対して市の実情を申し上げながら、今後、精査させていただきますというふうなことで、お答えさせていただいているというのが実情でございます。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 そういった困ったというような内容的なものは、何件くらいありましたか。今のような感じでゼロにされて、非常に考え方としては今おっしゃった苦情、農務で困ったというのは何件くらい、そういった苦情はあったのですか。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 具体的には特に困るという団体からの代表者の声は、1件上がってきてございます。

齋藤委員長 そのほか。

相馬委員。

相馬委員 私は八郎ヶ原牧場の件で、5ページの歳入からあります、当然ながら。それと八郎ヶ原の金額的な部分ではなくて、結局、八郎ヶ原の牧場について、これは多分、合併直後になったという経緯があります。その経緯の中のお話を聞くと、勝手に言えば、これが平成28年まで指定管理者を篤根酪農さんが受けている。この事業については、28年度まで指定管理者を組んでいますが、その後も継続するのですか、簡単な話。

というのは、いきさつ、これはもともと篤根酪農さんのですね。それで、今回24頭を予定したということなのですが、篤根酪農さん以外の牛の放牧はあるのかどうか、今までの経緯も含めて。

その辺で使用料、八郎ヶ原牧場の使用料が今回539万円を予定している。現実が700幾らの指定管理料等を含め、今までのいきさつ等を含めて、目的というか、あれはもういいのではないかと私は思うのですが、今後も28年までとなっていますか

ら、その辺の考え方について聞きたい。もしいきさつがあれば、いきさつについての説明を。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 いきさつのお話でございますが、確かに合併前からのそういう流れがございまして、合併後に引き継いだというふうなことになってございますが、もともとは篤根酪農が管理をしていたというふうなことは事実でございまして、その後旧塩原町のほうに移管されたというふうなことは聞いてございますが、基本的には今後どうなるかという話ですけれども、これからどうするかという、この先28年以降については何とも申し上げるわけにいきませんけれども、実は公共牧場というのは国とか県は非常に力を入れてきているという状況でございます。

これはやはりそういう牧場が非常に減ってきているということで、またそういう拠点となる牧場を集約化していくという考え方も背景にございますので、そういうふうな意味でも今回の環境対策事業として整備させていただいたという経緯がございまして。基本的には国とか県のほうでも、自給飼料の確保という観点から、非常に重点的に取り組む事業だということで、支援措置などもそれなりにございますので、そういう意味では、また那須塩原市の酪農という農畜産業の基幹となるものについては取り組むという点におきましては、ある程度継続されることが望ましいようには思います。

ただ、そこから先の件につきましては、私どものほうで何とも申し上げるわけにはまいりませんが、やはりそういう重要性はあるというふうな認識は持っております。

それから、入牧者の篤根酪農以外の方ということでございますが、これは若干ですね。割合は今手元にないのですけれども、それ以外の方の分も

受けているというふうな状況でございます。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 一般質問とかでやろうかと判断しています。

私は基本的には合併云々のときに、箒根酪農が確かかどうかわかりませんが、町に移管して今までやっていた中で、箒根酪農が指定管理者を受けるといって自体が理解できない。それ移管する理由があったと思うのですが、その理由についてのいろいろお話を聞いているのですが、それを箒根酪農さんが七百何十万と新たに指定管理者を受けてやっていると。しかもおおむね箒根酪農さんの牛がいて。この形態に違和感があるものですからお聞きしました。

以上です。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 この指定管理を指定するに当たりましては、実際、公募を行って業者を決定しているという経緯がございます。

齋藤委員長 そのほか委員のほうから質疑等がございますか。

松田委員。

松田委員 私は74ページの農業振興対策費、年にイベントを30回やったということで、いろんな県外等々へ行って、イベント活動をしてきたということなので、県外の人たちは那須塩原市の者に対しての感覚というか、どういうイメージで何か意見等々がありましたらお願いいたします。

齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 我々はそのに来られる方むしろどちらかというと、協力的といいますが、安全だということを前提にそういうイベント等に集まっていたというふうなこともございますので、比較的安心して試食を供するにしても

何にしても、そのような反応はございます。実際にいろんな意見は持っておられる方もおられると思いますけれども、那須塩原でこんなおいしいものができるのかという声も聞かれました。

例えば那須の和牛でありますとか、特にブランド品なども展示したり、あるいは直売したりしているものですから、そういったものを試食されている方につきましては、特に栃木県の那須塩原ということで当然、放射能に対する関心はお持ちだと思いますけれども、行政が前面に立ってやっているということで安心感があるということが正直でございます。こんなにおいしいものが本当にあるんですねという市場の評価があるわけですので、そういった面では本当にイベントをやったりやういがあるといいますが、そういうふうな印象を持ってございます。

ただ、消費者が今度は自分で購入するということになるとどうかということまではよくわかりませんが、そこに来られる方の反応というのは非常にいいということが事実としてございます。

齋藤委員長 そのほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等はないようですので、これで終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結い

たします。

これより採決いたします。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、次の審議に入る前に暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を開始いたします。

議案第46号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 （議案第46号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

松田委員。

松田委員 90ページの夏秋どりイチゴの件なのですけれども、今回、秋どりの施設についての補助金が多分出るようになってきていると思います。その

施設費というのは、何の施設費なのですか。それだけ教えていただきたい。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 これはビニールハウスの補助費というふうなことでございまして、ハウスを活用しまして生産していくというふうなことになります。

出荷時期は、おおむね6月下旬、7月ぐらいから11月ぐらいまでが出荷期間の設定になります。その時期はということかという、市場でイチゴの出荷が品薄になるという状況がございますので、そういうところできるだけ生産を確保しまして、市場に持って行っていただくというふうな考え方も背景にございます。

齋藤委員長 そのほか。

相馬委員。

相馬委員 1点、94、95、最後に説明があったかと思うのですが、これはあくまでも計画であって、目標とするのはよろしいのですが、目標値というところで、例えば基本的施策の指標の中にも乳用、肉用がアップしていますよね。

当然ながら右側の95ページの中でも、頭数が入っているわけなのですが、現実にはその下の酪農家、和牛農家、畜産農家と酪農家と和牛農家の差がわかりませんが、いずれにしても農家の軒数が減っている。しかしながら、牛の頭数はふえていますが、この辺の目標値の説明を。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 今言われたように、生産農家が減っているのに増頭というのはおかしいではないかと。まさに相馬委員がおっしゃられたようなやつは、そこは経営規模の拡大の後、生産、いろいろ加工するということが前提になってございます。すなわち、その経営効率的な経営を行って、

規模拡大を図るということが前提になってございます。

それとあと、酪農家と和牛農家と畜産農家の数が違うのですが、これはそのほかに養豚とか養鶏とか、そういうものも入っているものですから、そのこの違いの数値として、そんなに大きな戸数ではないのですけれども、そのこの部分の差でございます。

齋藤委員長 そのほかはございませんか。

眞壁副委員長。

眞壁委員 ブランドの関係なのですけれども、今11品目、売り上げが多分上がっているのだと思いますけれども、その関係と、あとどういう影響が出ているのかというのは把握しているのか。

齋藤委員長 齊藤農務畜産課長。

齊藤農務畜産課長 よく受けるご質問なのですけれども、売り上げは実はブランド認定者の会議を開いたりしているのですけれども、一部で企業秘密などの問題もございまして、売り上げの動向につきましても、実態が把握できない状況がございます。

例えば具体的に申し上げれば、企業さんのブランド品としてやっておられるところもございまして、なかなか実態を把握するというのは難しいのですが、ただそういうものはある程度数値で押さえていかないと、実態はどうかということがよくわからないというふうなことがございますので、その辺のところは今後の検討課題として、きちんと取り組んでいかなければならないというものの一つと思っています。

それから、その影響ということなのですが、ブランドの業者の方に聞きますと、結構ブランド品になることによって、かなり認知度といたしますが、売りやすくなっているとかということが、やはり肌で感じておられるということがございますが、

ただ一つの課題として、販路をどういうふうに拡大して、どういうふうな流通にさせていくかというのが、まだもって明確になっていない部分がございますので、それも検討課題の一つとして、うちのほうは手がけていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

齋藤委員長 そのほか質疑、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

執行部から、その他で何かございますか。

齋藤課長。

齋藤農務畜産課長（その他について説明。）

齋藤委員長 今のその他の件に関するものも質疑等があれば、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、委員の皆さんから何かその他の件でありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、これをもちまして農務畜産課の審査を終了いたします。

午後は1時から再開いたしますけれども、午後は農林整備課の審査に入りますので、よろしくお願ひ申し上げます。1時再開とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

農林整備課の審査

齋藤委員長 それでは、農務畜産課の審査が終了しまして、次に農林整備課の審査に入ります。

議案第35号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第35号 那須塩原市営土地改良

事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長（議案第35号について説明。）

齋藤委員長 ただいま説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算等審査特別委員会第3分科会に切りかえます。

議案第9号の上程、説明、質疑、
討論、採決

齋藤委員長 それでは、議案第9号 平成24年度
那須塩原市一般会計予算についてを議題といたし
ます。

執行部の説明を求めます。

川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 （議案第9号について説
明。）

齋藤委員長 ただいま説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

東泉委員。

東泉委員 79ページをお願いします。話を聞き漏
らしたかわからないのですけれども、この農道整
備事業、201事業でこの一番下の工事に伴う補償
費、物件移転の補償、これは東三島なのですか、
赤田ですか。

〔「赤田です」と言う人あり〕

東泉委員 わかりました。

それと、これの農道の幅員はどれくらいなので
しょうか。

〔「4m」と言う人あり〕

東泉委員 わかりました。

齋藤委員長 そのほかにありますか。

松田委員。

松田委員 県支出金で歳入で元気な森づくり、15
ページが歳入ですけれども、歳出が82ページ、元
気な森づくり事業費で、先ほどの委託料の件なの
ですけれども、穴沢地区の農道整備ということで
しょうか、通学路整備ということでしょうか。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 今年度に整備しているのは穴
沢と百村新田、ですから、穴沢小学校があると思
うのですけれども、そこに通学していく上である
程度整備したほうが子供の安全の上で必要だと、

その声に対して整備していくと、それに従ったと
いうことです。その面積が16.8hです。それと、
関谷のほうも入っています。

齋藤委員長 松田委員。

松田委員 話聞いたのですけれども、鳴内の何
かパラグライダーをやっている場所があって、そ
こに対して元気な森づくり事業で使うという話を
聞いたので、それが事実なのか、事実ではないの
か、お聞きします。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 23年度事業という形で、県の
ほうと直接、鳴内に愛林組合という団体があり、
そこのやりとりの中で400万円の事業というこ
とで、これは9月に補正させていただいているの
ですけれども、その中で取り組んでもらうとい
うことになっておりますけれども、それが直接に県と
その団体でやりとりしておりまして、その詳細に
ついてはこちらのほうに上がってきていない状況
であります。

ですけれども、23年度の補助事業ということな
ものですから、当然、県のほうから間もなく市の
ほうにこういう申請を出してほしいという要請が
あるかと思います。その中でどういう内容かとい
うことでわかるような状況です、今のところは。
齋藤委員長 そのほか。

眞壁副委員長。

眞壁委員 全体の事業の関係で需用費、消耗品費
が削減されておりますが、業務に支障とか出てい
るとか、そういうことがもしあれば教えていただ
きたい。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 今回、補助金関係を委員の皆
さんご承知のとおりの中で、基本的にはゼロペ
ースになった予算の形になっています。

ちなみに状況を申し上げますと、土地改良区の

運営補助金、これにつきましては50%の減という状況になっております。それと、林業関係なのですが、林業の団体の補助金ということで、森林組合の関係で事業補助金なのですが、これが43万2,000円が今回ゼロと。それと同じような団体の補助、塩原林業振興会流入水溝改修事業、その補助金、これが10万円なのですが、これもゼロとなっています。あと、林道の管理関係で、林道愛護の会のほうで林道を管理してもらってまして、それに1団体2万7,000円補助をして、黒磯地区5団体に出していました。それがゼロという状況であります。

特にこの中で土地改良区の補助金につきましては、運営補助なものですから、ある程度の人を事業をやっておりまして、これについては、団体としてはぜひ予算を復活させてもらった中で、前年度と同じような額でお願いしたいという、要請は受けております。

それと、管理関係の施設なのですが、那須疎水の公園の関係で若干の事業等がカットされておりまして、当面の維持管理については問題はないのですが、ただ昨年よりカットされているという中で、委託しているのが地域にいる人に対してお願いしているものですから、その中で状況を説明した中で6月の補正にできるだけつけてもらうような方向で、精査した中で要求していきたいというふうに考えております。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 消耗品の関係は。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 ここは補助関係でこの事業をやっているのですから、特に極端に切られて支障をきたしているというような内容はございません。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 今、団体に説明という形ではどうい

ふうに。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 特に土地改良関係の団体、運営補助金が多いものですから、そちらについては話をしております。

齋藤委員長 そのほかにもございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長（議案第46号について説明。）

齋藤委員長 ただいま説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

執行部から、その他で何かございますか。

川嶋農林整備課長 特にございません。

齋藤委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、農林整備課の審査を終了いたします。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課の審査

齋藤委員長 商工観光課の審査に入ります。

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長（議案第39号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等がございますか。

菊地委員。

菊地委員 基金の廃止というのですけれども、

今のお話ですと26年まで続くと。一般財源を入れるということなのですから、あとそれはどのぐらい入れるのですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 市道疎水通り線として6億7,960万、市道扇町786号線としまして2,740万ということで、ハード事業としては合計7億700万円ということになります。

それから、ソフト事業としましては、イベントとかサイン計画事業とか、あき店舗改修事業というふうなものがありますけれども、計画の中では1,360万円ほどの残事業となっております。

総計といたしましては、7億2,000万円の事業が残っているというふうな形になります。

市の一般財源というような話ですけれども、この中には当然、国の交付金なんかも入っておりますので、一般の持ち出しということで、全額持ち出しということではございません。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 わかりました。

この場合、国の交付金とか補助金みたいなのは、どのぐらい出るのですか、大体予想としては。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 申しわけありません。後ほど……。

齋藤委員長 では、後ほどに。

そのほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算等審査特別委員会第3分科会に切りかえます。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 (議案第9号について説明。)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

中村委員。

中村委員 歳出の85ページ、商工振興費、商工イベント推進事業401事業について質問したいと思います。

この中でさくらまつり等々のふれあいまつりについて、昨年は巻狩まつり等々も計上されており

まして、2,700万前後のかなりの予算を計上されておまして、今回は1,072万ということで、まちおこしにとって非常に大事な行事であります。

また、去年は花火大会が計画されておまして、花火大会も緊急事態ということで、そういうものではないということでやむなく中止をしたケースがございまして、ことしは花火大会もやろうという意気込みで準備をされているようなうわさを聞いております。

その中の骨格的予算の中で、こういうふうにして減額された理由、そういったものをしっかりと聞き寄せていただいてお示しいただきたいのと、こういったイベントは市民との協働等をいろいろと考えましてやっておりますので、こういうものの位置づけ、また花火大会等々のものについてそういった補助金等も検討されているのか。そういったものをとりあえず1回、お答えいただきたいと思えます。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 減った理由というふうなことでいきますと、今回の中でも何回か出ているかと思えますけれども、基本的には事業そのものを全部ゼロベースで見直しまして、新たにということで6月補正として考えたいというふうなことでございまして、その中で緊急というか、6月の補正の時期までは待てないというふうな部分については、今回、商工のイベントについてはついていけるものと思っています。

事業主体というか、事業実施主体のほうには、こういうふうな事情で実際にそれ以前の支出とか、どの程度あるのかというふうなことで、とりあえずそれについては大丈夫ですというふうな話の中で、話はしてございます。

現在も見直しというふうな中で、調書の作成なんかも行っておりますけれども、全部の補助主体

に対して全部確認をとりながら、調書なんかも作成しているというふうな状況です。

実際にお祭りの位置づけというふうな話でございますけれども、これにつきましては、ご存じのように市民協働というふうな中でのお祭りについては、そういうふうなことでやっておりますので、基本的にも大切なものというふうにご考えております。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 今、説明を聞きまして、骨格的予算の中で緊急を要するものは、すぐにやっていくんだ、予備費の中から出していくのだということはわかりますが、やはりこういったものは、極端に申しますと、花火大会なんていうのはもうすぐ8月ですから、6月の補正をして8月なんていうことで、だれが準備して、だれが寄附をもらって、だれが広めていくんだと。

まちをあげて我々の那須塩原市はいいところですよということで、ふるさとに帰って花火を見ようとか、また近隣の人たちがこの花火大会を一つの契機にし、循環型社会ですからお金を落としていただくこともしなければいけないだろうし、また復興支援を確認し合うということで、そういうイベント、まさに非常に大事なイベントを抱えていたり、巻狩まつりも本当に大事な、私どもの那須塩原市にとってなくてはならない行事でありますので、そういったものがやはり意気込みが大事だと思うのです。

市民の合意形成をとって、よし、ことしもこれでみんなで力を合わせてやるぞと。こういったものを2分の1予算とか、今後に精査するとか、そういったものはわかりますが、やはりしっかりといくぞという基本的なものをつけてくれる所管のところではっきりしないと、市民全体のモチベーションが下がりますし、やっていく意義が私は考

えられないような気もしたので、これは強く、早急に予算をつけていただいて、24年度は大事な年ですということできっかりと取り組んで、こういう予算の措置したのは、皆さんの総意ではないということもわかるような気がするのですが、執行者としてこういうふうな結果になっているので、市民がこしはやるのかやらないのかとか、そういう心配をされるようなシステムではなくて、こしはこれでいくんだというようなものを率先してやれるような予算づけをし、市民が夢と希望を持てるようなまちづくりをする中で、この商工振興を図れるようなものに持って行っていただきたいと、私は強くこれを要望いたします。

早急にこれの予算をつけて、関係各位の方に連携をとって、こしのお祭り、また花火大会は一味違うよと、那須塩原市はずばらしい復興支援とともにやっているのだと位置づけるためにもやっていただきたいと思います。それについて再度、決意のほどをもう一回、聞かせてください。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今の段階でいいますと、予算がついていないということになります。当然、私どもにつきましてもやりたいというふうに思いますが、予算の中でやるということなので、今の時点でつけさせますというふうな話はできませんので、そんなところでご勘弁をいただきたいと思います。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 それと、86ページ、観光振興費がございまして、観光は私どもの那須塩原市にとっても非常に大事な施策のものでありますので、その中で101事業、102、103とも聞きたいところですが、これは所管がかわっていますので聞けません。

ですが、その補助金の中で黒磯観光協会運営費

ということで半額の2分の1、これも骨格的ということで、やはり今は観光が非常に大事でありますので、まさに市長もこの間の施政方針の中で述べられておりますように、特別に公募した人材まで登用して観光事業に力を入れようかと、まさに市をあげて市民とともに観光事業に取り組もうとしている中で、なぜ観光振興運営費が半額の2分の1の査定だというような処方から、見直すのはわかりますが、増額になって1,000万になってくるのかわかりませんが、こういったものについての理由を聞きたいので、骨格的な予算で課長のほうからは、上から決まったのだということであるような気がしますが、それについても減額の査定の理由を1回聞かせてください。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 減額の理由ということにつきましては、今までも本会議でも話しているとおりだと思いますけれども、基本的には運営なんかにつきましては当面、必要な分については金額については措置したということでございますので、ご了承願いたいと思います。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 これ以上、答弁がないので恐縮でございますが、しっかり大事な施策でございますので、本当に観光まさに塩原、板室、三斗小屋とありますので、平場の観光もございまして、そういったものにもこしこそはという意気込みの中で、今、皆さんで取り組まなければいけないという時期に、最初の当初予算が仮の2分の1の予算だというようなことから始まりますと、これは全体的にモチベーション等も下がりますので、こういったものもしっかりと考えていただいて、今後の観光行政等々にも力を入れていただきたいことを申し上げます。結構でございます。

齋藤委員長 そのほかに質疑、ご意見等はござい

ますか。

齋藤委員長 松田委員。

松田委員 84ページ、商工団体育成事業201事業ですけれども、これも骨格的予算ということで半額だということですが、大変今回の市長はわかりやすい数字の出し方なので、これについて半額ということで、商工会等々がどのような反応があるのかをお聞かせください。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 商工会につきましては、とりあえず総会を控えておりますので、その中では現在の金額の中で予算を組んでいくつもりでいるというふうな話を聞いております。

実際には去年から最初の要求額は幾らか減らしているのですが、そういう中で要望は当然ありますけれども、今の段階ではご理解願いたいという話でございます。

齋藤委員長 松田委員。

松田委員 本当は去年、花火大会をやる予定だったので、震災があったということで、先延ばしということでことし開催、それで日にちが8月4日ということで決まっております。この前にJCと商工会青年部との合同の会議をやりまして、資金集め等々も4月15日から駅前からスタートということで動き始めております。

前回400万ぐらいついていたと思うのですが、それをあてにしているかしていないかというのはまた別として、JCさん、あとは商工会青年部が主体としてやっていきますので、その辺のモチベーションが今の段階でいきますとかなり下がっているのは事実でございます。

もう担当者、また支援をしてくれる業者に対しては、はがきも送る予定であります。この前は800通のタックシール等々も貼って、これからやる準備をするということなので、実際に6月議会

を通してやるという場合には、何か先ほどの話ではないですけれども1カ月しかないということで、8月4日頭なので実際にそれで間に合うのかというと、商工会青年部の考えとしては多分間に合わないのではないかというところが一般的な考え方だと思いますので、その辺をよくお含みいただきまして予算を計上していただきたい。

予備予算から出すというのは結構なのですが、何かピンチなときに予備予算からということになると、いささか議会軽視もはなはだしいような気がしますけれども、何とぞその辺はお含みいただきまして、よろしくお願いたします。

以上でございます。

齋藤委員長 そのほかに質疑、ご意見等がございますか。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今の話は花火とぼんぼりにつきましては、観光費の2目になりますけれども、86ページの観光推進費というふうなところになりますので、蛇足かもしれませんが。

齋藤委員長 ありませんか。

菊地委員。

菊地委員 86ページに今の観光推進振興費、これのアンテナショップの協議会の負担金を出しているのですが、スカイツリーの関係だと思っておりますけれども、具体的に出店するようなお店なんかの申し込みとか説明とかということはなさっていらっしゃるのですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 もう既に何回も商工会あるいは観光協会を通じまして募集をかけたか、そういうことをやっております。議会でも一般質問のときにお答えしましたが、34でしたか、那須塩原市ということではしているかと思っております。

齋藤委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第9号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第17号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計予算についてを議題いたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 （議案第17号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員長を交代したいと思います。お願いします。

眞壁副委員長 委員長を交代します。

齋藤委員。

齋藤委員 それでは、176ページの一般事務費の中で、先ほどご説明のありました委託料に関してなのですが、温泉配湯所の管理に関して、これを先ほど聞いたところ事業者が撤退したというか、倒産なされたということでしょうか。

眞壁副委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 それは一応契約の中で、再委託は禁止事項になるわけですが、それを再委託したというふうなことで、禁止事項に反するということが契約破棄ということにかえたということでございます。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員 先ほど名前を聞いたけれども、ジー・ビー・テックですか、そうするとこれは新年度の予算になりますので、これにかわる業者というのは選定は済んでいるのでしょうか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今のは、契約審査課のほうで選定は済んでいるというふうに聞いています。

眞壁副委員長 君島産業観光建設課長。

君島塩原支所産業観光建設課長 先ほどの管理委託料の増の要因というようなことで、今、委託の契約の解除というふうな話もあったのですが、この金額の増につきましては、23年度までの委託につきましても、3年間の長期継続契約、上、中塩原の施設の大半なのですが、まず長期継続契約をやっていたものがありまして、もう1カ所、中山地区というところに中継的な配湯所を増設したわけなのです。二、三年前だと思うのですが、その管理につきましては長期継続ではなくて、毎年、単年度契約で少額であるのですがやってきておりまして、今回、長期継続契約が23年度で終了する

ということで、それにあわせて24年度からの長期継続契約を委託するに当たりまして、その中山地区の今まで単年度で契約していた分を含めまして、3年間の長期継続契約1本にすると。そういうふうなことで、この契約の金額もその部分につきまして増というようなことがございます。そこら辺が増の要因ということになります。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員 そうすると、23年度にその業者のジー・ビー・テック等は途中契約になるわけですね。それに関しての予算関係で差額というか、ずれというのはないのでしょうか。

眞壁副委員長 君島産業観光建設課長。

君島塩原支所産業観光建設課長 委託料に関しましては、1月20日だと思うのですが、そこで契約解除ということになりまして、そこで契約を打ち切りまして委託料につきましては、日割り計算といたしますか、そういった形で支払って、残りの3月末までの契約につきましては、別業者と契約いたしましたして予算計上といたしますか、もともとの契約金がありましたが、それを日割りで計算しまして委託料支出をしております。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。

日割り計算で精算したということですね。了解しました。

眞壁副委員長 では、委員長をかわります。

齋藤委員長 それでは、議事進行をかわりまして、そのほかに委員からご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等がないようですので終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の審査に入る前に、ここで暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号に移る前に、先ほど聞き、保留していた部分の答弁がございますので。

藤田商工観光課長、よろしくお願いたします。

藤田商工観光課長 先ほど菊地委員のほうから言われましたアンテナショップの出店数ですけれども、13社で61品目となっております。これが1月24日現在ということでございますので、その後若干変わっているかというふうには思います。

それから、まち交につきましては、年度によっていろいろばらつきがありますが、全体として40%の補助率というふうになるかと思えます

ので、よろしく願いいたします。

議案第46号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 それでは、議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 （議案第46号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

中村委員。

中村委員 99ページなのですが、1の2の企業誘致の推進及び支援ということで、雇用を図るための施策かと思うのですが、これで見ますと2,795人から2,845人ぐらいの50人増ぐらいの考えなものですから、どんな支援事業を計画しているのか。余りにも少ないものですから、目標値が小さいので聞かせてください。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今の状況を見ていますと、実際に全部の企業が苦しい状況になっているかと思えますけれども、つなぎとめておくというふうな部分もかなりの部分で必要な施策に入ってくるのではないかということで、実際に先ほども言いましたけれども、自前の工業団地というふうなものがないという中で、そうした部分を強化していく必要があるのではないかということで、今の中ではそう大きな工場は望めないということで、このような数字になってございます。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 それは理解できるところでございますが、そんな中で企業誘致、まさに少子化、高齢化の問題等々にも直結することで、大きな事業の展開になるかと思うのですが、小さい企業が市内に新規に立地し事業を行いたいということがあれば、あらゆる面で支援をするということは当たり前だと思うのですが、そういった面において減免措置とか、そういったいろんな面の相談がきた場合には、かなり相談にのって支援するという考えでよろしいですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 そのとおりです。

ある程度、今、条例の中で優先しているものについては、かなり大きな部分しか入っておりませんので、そうした部分についても、支援の仕方について今後、検討していく、雇用推進室というものができますので、その中で検討していきたいと考えています。

齋藤委員長 そのほか。

東泉委員。

東泉委員 99ページの具体的な施策、この1の1中小企業の経営基盤への支援ということなのですが、この下のほうに平成22年度に360件、平成28年度目標380件ということでありましてけれども、余り多い数ではないと思うのですけれども、何しろ条件がいろいろありますからだと思えますけれども、本市の条件ではかなり厳しい、この辺は借りたい人も多いと思うのですけれども、実際はそういう条件に満たないということで、その辺のいろんな企業、経営者の方からいろんなご意見があると思うのですけれども、その辺はどうなっていますか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 融資につきましては、最終的には銀行で貸し出しをするというふうなことで

けれども、栃木県信用保証協会のほうで貸したもののについて、例えば返済が滞った場合には保証するというふうなことになっているので、随分借りやすくはなっているというふうなことをごさいますけれども、それでもやはり本当に危ないというふうなことになると、どうしても銀行としても貸さないという例はあったと思います。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 余り中身のよい担保とか、保証人とかなかなか難しい場面があるかと思うのです。今後の融資に対しての本市の緩和というのか、その辺については何か今後、中小企業は非常に今は零細で、今後ますます最悪というか、大変な状況を迎えていると思うのですけれども、その辺の配慮については市として何か中小企業に対する融資を緩和していくような何か考えはあるのかどうか。難しいものですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今の時点でいいますと、借りて安くなっているというふうなところでは、もうこれ以上ないぐらいに借りやすくなっているかと思えます。そういうふうな中でいくと、信用部分については融資額についてもそんなに大きな金額ではないのですけれども、もう既に今の時点で滞っているようなところについては、貸してもらえないというふうな話も確かに聞いています。それをどういうふうにしましょうというようなことでいくと、思い浮かばないという状況かと思えます。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 わかりました。

やはり信用がないというか、基準に満たないというか、そういう人が貸してもらえないということで、なかなか難しいのだと思います。了解です。
齋藤委員長 そのほかに質疑、ご意見等はございますか。

菊地委員。

菊地委員 101ページの1の2です。観光団体との連携協働の推進、この中に農業や畜産業などとの連携を進めるというふうに書いてあるのですけれども、これはどのようなことを指しているのでしょうか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 先ほど申しましたけれども、農観商工連携というふうなことで、今までもずっとお話ししているかと思えますけれども、基本的にはそういうふうな連携を考えています。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 宿泊客が非常に減少していると。震災が起こらないときも年々減少していたと。これが震災によって、また減少しているというような状況の中で、今申されるように農観商工だというようなことなのですから、本当にこれはふやすというのは大変ではないかと思うのです。

ですから、いろんな施策をしなければ、この宿泊客も、また入り込み数もふえないのではないかと思うのです。それにはきめ細かな農観商工との連携プレーが必要だと思うのですけれども、これはもちろん会議とかそういうことで連携をとっていくのでしょけれども、それらの農観商工との連携というのは、きめ細かにやろうとしているのですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 これにつきましては、部門ごとにある程度全体的なあれはありますけれども、商品開発とか、あるいはブランドという形の中で同時につくってありまして、そういうふうな中では、新商品の開発とかという部分ではどうしても連携していかないと、農家も地産地消というふうな中でいくと、個店に使う分については地元の農家でとれたものをできるだけ使っていくというふ

うな中で連携していくというふうに考えていますので、食事部分についていえば、当然、地元の調達というふうなことで、全体的に底上げできればという考え方でやっております。

齋藤委員長 そのほかにご質疑等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次にその他に入ります。

執行部からその他で何かございますか。

藤田商工観光課長 ございません。

齋藤委員長 それでは、委員の皆さんから何かその他でございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、以上をもちまして産業観光部所管の審査がすべて終了いたしました。

執行部の皆様、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時48分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第7号の質疑、討論、採決

齋藤委員長 陳情第7号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止をしていただく為に、関係当局に強くお願いしていただくための陳情を議題といたします。

それでは、陳情第7号に対して各委員からのご意見等をお願いいたします。

菊地委員。

菊地委員 今回の陳情につきましては、内容的にはちょっと違うと思うのですけれども、過去にここにいらっしゃる眞壁委員が紹介議員として提出された経緯があるわけです。その際には、当議会として国土交通大臣に意見書を提出していると。そして当然、当市は那珂川またそういうものを控えている市でございます。

非常にそういう意味からいっても、この陳情書については、私は前回と同じように採択をして、

意見書を出したほうがいいのではないかというふうに思っています。

以上です。

齋藤委員長 そのほかにご意見等がございますか。

中村委員。

中村委員 菊地委員が言われましたように、全くそのとおりだと思いますので、私も採択でよろしいかと思えます。

齋藤委員長 そのほかにあるでしょうか。

眞壁副委員長。

眞壁委員 この陳情書にも書いてあるように霞ヶ浦導水事業、59年に計画されて30年近く経過している中で、4回の計画変更、この辺も非常にあいまいな計画変更という形で、かなりの事業費が減ってしまっているのですが、まさに那珂川の自然を守るということは、その那須塩原市にとって、非常にというか大変重要なことなので、国のほうにしっかり陳情して中止していくような形をお願いしたいと思います。

以上です。

齋藤委員長 そのほかにご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止をしていただく為に、関係当局に強くお願いしていただくための陳情は、採択すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 陳情第7号は全員異議なく採択すべきものとするに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時05分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。

陳情の審査については、公開とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議がありませんので、陳情の審査は公開といたします。

なお、陳情審査に関し傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条に基づき、これを許可いたします。

陳情第5号の質疑、討論、採決

齋藤委員長 それでは、陳情第5号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情を議題といたします。

陳情第5号に対して、各委員からご意見等をお願いいたします。

中村委員。

中村委員 前は12月定例会のときの陳情と出ておまして審議させていただいたわけございまして、そのときはまた国の政策とかがまだ本当に打ち出していなかったということと、代替エネルギーがどういうふうになるかといったことで継続にした経緯がございました。

その中で国の方針としましても、本当にこういう大きな事故によりエネルギー政策等々については代替エネルギーが必要だろうということで、この間の11日に総理自身もそういったもののコメントを出しております。

私どもの那須塩原市におきましても被災地ということで、原子力発電に対しては本当に安心を失う中で、生活した中でもこれが崩れたということでもありますので、国策であります、やはりこれからのエネルギー政策のそういったものの転換を求める時期にきているということもかんがみますと、こういった陳情に対しては理解をし採択すべきということで、私どもの意見をまとめたまいりましたので、採択ということをお願いしたいと思います。

齋藤委員長 ほかにご意見等はございますか。

東泉委員。

東泉委員 私も今回の東日本大震災によりまして、これまで原子力が安全だと、こういうことで私もそう思ってきましたが、しかし安全ではなかったというようなことで、今回、身に感じたわけでございます。

今回の陳情に当たりましては、12月に継続ということになりましたが、その点から申しますと、今回出されている陳情内容について、私も陳情の趣旨、理由等についても読ませていただきました。

今後、段階的に切りかえて代替に何かいろんな方法、方策等がありますが、世界的にもそういう

方向にいつている状況であると思います。そういったことを考えると、この陳情に対しては採択してと、私はこのように思っております。

以上です。

齋藤委員長 ほかにご意見等はございますか。

菊地委員。

菊地委員 この陳情については、私は採択でよろしいと思っております。

詳しいことは、この後の討論の中で申し述べたいというふうに思っております。

ただ、この陳情の内容を見ますと、やはり一番心配していることは、この大震災、原発事故後の子供たちのことです。やはりそれが一番心配だというふうに思っております。

国においても、また県においても、市においても子供たちに対しては、本当に万全の体制とまではいきませんが、そういう体制で進んでいることは間違いないというふうに思っておりますけれども、なおかつそれでも心配だというような現状ではないかというふうに、私は思っております。

そういう中で、やはり今後は再生可能なエネルギーのことを考えていかなければいけないのかというふうに私自身も思っておりますし、また新聞報道やテレビの放映等でもそういうことが毎日のように放映また報道されておりますので、私は今後ともこの再生エネルギーの推進へ推し進んであるというふうに思っております。

そういうようなことから、この陳情には賛成するところでございます。

齋藤委員長 ほかにご意見等はございますか。

松田委員。

松田委員 私も採択という形でとらせていただきたいと思います。

実際に過去ずっと五、六十年の間、原子力に頼

ってきた日本でありますけれども、今ちょうどその転換期を迎えているということは、皆さんわかっているとは思いますが、またここ那須塩原市については100km圏内ということで、被災をしているということから考えますと、この陳情書に限っては採択せざるを得ないと、私は思っておりますので、採択という形でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

齋藤委員長 ありがとうございます。

それでは、私も意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、規程により年長委員の菊地委員に委員長を交代したいというふうに思います。

菊地仮委員長 それでは、規程によりまして私が仮の委員長ということでやらさせていただきます。

齋藤委員。

齋藤委員 日本はドイツのように石炭もなく、エネルギー自給率がわずか4%で、エネルギー消費の80%以上を担う化石燃料がすべて輸入で、第1次石油危機の時代には石油に80%頼っていたわけでありまして、その90%が政情不安定な中東に依存し、この状態を緩和するために政情安定な国から輸入できるウランを用い、基幹電源となり得る原子力発電を導入したわけでありまして、

しかし、当初からこの危険性については議論の対象となってきたおったわけでありまして、昨年3月の大震災の影響で福島第一原発の事故によって、以前より危険性が指摘されていたわけでありまして、放射能事故が起きてしまったということで、福島県はもとより他県においても大きな被害をもたらしたわけでありまして、

日本は今後、再生可能エネルギーに向かっていかなければならないというふうに私も思っております。私はこの日本の原発を段階的に廃止していくという陳情の内容にも書いてございますけれど

も、ドイツの段階的に廃止していくというところでは、若干立場が違うのではないかとこのように思っているわけでありまして、

それは、今後ドイツに関しましては、2022年までに17基の原発すべてを停止すると明言しておりますけれども、その反面、フランスから大量の電気を購入しているわけでありまして、フランス発電電力量の80%が原子力に頼っているという自体からすれば、原子力反対といいながら、他国の原子力の電気の購入をしているという矛盾の問題はありますけれども、日本においては太陽光発電は最近ドイツに抜かれておりますけれども、それまでは日本が世界でトップであったわけでありまして、それでも100万kW程度で、稼働率が12%で、さらに高価格であるということから、エネルギーの密度は極めて低いけれども、今後これらを初めとする再生エネルギー転換について考えていくべきであろうというふうに思いますし、陳情内容には原発の新増設を停止し、既存の原発については段階的に廃止していくということもありますけれども、無理のない陳情内容でありますので、那須塩原もこれに向かって取り組むべきであろうというふうに思っております、私もこの陳情に関しましては賛成させていただきたいというふうに思います。

以上です。

菊地仮委員長 それでは、委員長発言が終わりましたので、委員長の場所を退席させていただきます。

齋藤委員長 それでは、委員長を交代させていただきます。

意見が終わりましたので、これより討論を行います。

討論はありますか。

菊地委員。

菊地委員 東日本大震災に続く東京電力福島第一

原発事故後、日本の54基ある原発は順次定期検査に入ったまま再稼働できないでおります。このままだと5月には残り2基もとまり、すべての原発が停止するわけでございます。

政府は年明けに原発の運転期間を原則40年までとする新たな規制案を示しました。例外とされる延長をせず、原発の新増設をしなければ40年以内に国内の全原発が停止し、事実上の脱原発が実現するわけでございます。

東電は福島第一原発5号機、6号機、第二原発1号から4号機の計6機について、2021年度まで10年間の運転停止を前提に電力の供給計画を策定し、3月末に政府に提出するとのことですが、6機が10年間停止した場合、この6号機は営業開始から40年を超え、1から4号機も34年から39年に達するため、6機が廃炉に向かう公算が大きくなったといわれております。

東日本大震災から1年後の3月11日、2022年末までの脱原発を決定したドイツは、全長約80kmの人間の鎖を行い、また電力の約75%を原発に依存するフランスでも約6万人の脱原発を訴えて人間の鎖をつくりました。また、事故後の世論調査で国民の7割以上は脱原発依存を支持しているとのことでございます。

こういう中、環境省の環境経済観測調査で、全国の341社が再生可能エネルギー等の分野で東北6県への進出を考えていることがわかりました。実施主体事業は、風力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーが73社でトップでございます。

当市においても、この大震災、原発事故により計画停電、断水、ガソリン不足、通信難、放射能汚染による学校の表土の除去や、溪流つりの解禁の延期、生乳生産本州一の酪農の被害、風評被害による観光業への被害等いろいろありましたし、また今も続いております。

阿久津市長も先日の議会において太陽光発電でなく、小水力発電、バイオマス発電など市の豊富なエネルギー資源を活用し、地産地消型エネルギーを創出したいとっております。

昨年12月議会の委員会での再生可能エネルギーの電力供給力は、現時点では十分ではないという懸念に対しては、品川先生より示された指標によりますと、2000年台に原子力の割合は30%になっている。したがって、30%分を原子力以外で調達する。30%分、電力消費量を削減する。と

の組み合わせを実施する。という政策を調べれば、これらはいずれも実行可能であると記載されております。

また、手塚さん、それから熊倉さんより示された資料によりますと、他市町の動向を見ますと、日光市、那須町、栃木市、塩谷町、壬生町、小山市、佐野市、大田原市、那須烏山市、下野市、宇都宮市と採択されており、当市としても次代担う子供たちはもちろん、市民としても安全で安心に住んでいてよかったといわれるまちづくりには、この再生可能エネルギー推進の施策は必要不可欠です。

よって、原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情に賛成の意を表し、討論を終わります。

齋藤委員長 そのほかに討論はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号 原発から再生可能エネルギーの推

進へエネルギー政策の転換を求める陳情は、採択すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 陳情第5号は、全員異議なく採択すべきものとするに決しました。

齋藤委員長 これで、今定例会における委員会議事日程はすべて終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。

ここで、傍聴の皆さんはご退席をお願いしたいと思います。ご苦労さまです。

本委員会の審査報告及び予算審査報告書は、本職が作成し提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

また、採択すべきものと決しました陳情の意見書の作成についても、同様にご一任ください。

その他

齋藤委員長 ここで事務局から連絡があります。

（事務局説明）

齋藤委員長 今の事務局に対して何かご質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

閉会の宣告

齋藤委員長 それでは、これをもちまして委員会を閉会したいというふうに思います。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 4時25分